

出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第3号)

平成28年6月8日(水曜日) 午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- (1) 安部 俊三 議員
- (2) 桜場 政行 議員
- (3) 広沢 真 議員
- (4) 平間 幸弘 議員
- (5) 水戸 義裕 議員
- (6) 我妻 弘国 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番我妻弘国君、17番高橋たい子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

9番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔9番 安部俊三君 登壇〕

○9番（安部俊三君） 9番安部俊三です。大綱1問質問いたします。

避難拠点施設機能の充実した総合体育館の建設を。

（仮称）総合体育館の建設は、本年度、基礎調査業務委託料が予算化され、建設に向けてスタートしたと理解しています。

昨年度、総合体育館建設についての説明及び意見交換会が開催され、その結果、A・B・C案を提示し、基本的な考え方として、後年度の財政運営において一番影響度が少ないといった理由などから、C案の規模ベースとするということとなっています。

C案の規模ベースでのコンセプトには、①町民が生涯現役でスポーツを楽しめる体育館、②安心・安全な機能を備えた体育館、③文化的事業・イベントに使用できる体育館ということを示されています。

コンセプト①に関し、現時点で示されている施設の概要には、メインアリーナ面積やその他の施設は網羅されているものの、総合体育館として必須と考えられる、練習場にもなる武道場が見当たりません。

熊本地震が発生して、約2カ月が経過しようとしていますが、いまだに各体育館などで避難生活を余儀なくされている人が数多くおります。マスコミなどで報道されていますが、女性、高齢者、子供など災害弱者への配慮不足が取り沙汰されております。この国は、いつどこで大地震が起きても何の不思議もありません。東日本大震災を経験してきた私たちであれば、なおのこと、災害に対する備えを怠ることは許されません。

総合体育館建設のコンセプト②で提示されている安心・安全な機能を備えた体育館は、災害時に、避難拠点施設となり得るよう、機能の充実を図っておくべきと強く思うところであります。

以上のことを踏まえ、（仮称）総合体育館の建設が、健康づくり・スポーツの振興はもとより、災害時に避難拠点施設として充実した機能を発揮できるよう願い、次のことについて伺います。

1) 現在提示されている（仮称）総合体育館基本構想における施設概要について、変更される余地は残されていると考えてよいのでしょうか。

2) 総合体育館に練習場にもなる武道場が示されていませんが、どういった理由からなのでしょう。

3) 災害時、避難所として武道場は女性、高齢者、子供など災害弱者に使い勝手がよく、役立つ施設となり得ると思いますが、どうでしょうか。

以上、伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 安部俊三議員の質問、3点についてお答えします。

1点目と2点目は関連がありますので、一括してお答えします。

安部議員のおっしゃるとおり、（仮称）総合体育館基本構想にはA・B・Cの3案があり、町の財政運営において一番リスクの少ない身の丈に合ったC案規模をベースに考えております。現時点ではまだ構想の段階であり、本年度に建設予定地の現況調査をした上で、平成29年度に基本設計を組む流れとなります。基本設計の作業において、町民や関係団体との意見交換を踏まえて進めてまいりますので、施設の内容や武道場の設置については検討する余地があると考え

えております。

3点目、避難所としての武道場についてです。東日本大震災の教訓や熊本の地震の状況を報道等で見るに当たり、総合体育館の災害時の役割が重要であると考えます。災害弱者にも対応できる施設になるよう、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 安部俊三君。再質問、ありますか。

○9番（安部俊三君） 今、教育長から回答いただきましたけれども、総合体育館の施設の内容や武道場の設置については、十分今後検討する余地があるということではありますが、このことを踏まえて、確認の意味も含めて再質問をさせていただきます。

1点目、2点目に関してですけれども、まず改めて総合体育館としての望ましい機能、施設、設備はどういったものを具備していればよいのか伺っておきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 総合体育館の定義なんですけれども、さまざまな大きい大会等ができる屋内競技場、またはトレーニング用の機器を備えたトレーニングルーム、それからエアロビクスやダンスなどを行うスタジオ、これらが複合的に施設の中にあるというのが総合体育館と今定義をされております。

柴田町では、いつでも誰もが障害の有無に関係なくする・見る・支える、この要求に応えられるような総合体育館の設備を整えたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○9番（安部俊三君） 次に、武道関係の大会を開催する場合、メインアリーナを主会場として使用するものの、試合に臨む練習会場として、例えば柔道とか剣道、武道場があれば大変よいと思うが、いかがでしょう。

○議長（加藤克明君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） これといった基準はないんですけれども、近々第72回の岩手国体がございます。ここの競技会場の規定を見ますと、これは柔道会場ですけれども、メイン会場に3つの試合場、それから近くに150畳程度の練習場という規定がありますので、大きい大会を呼んだ場合には練習場は必要かと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 今申し上げましたように、常日ごろ練習などに使用する武道場はどのぐらいの広さが必要とされるのか、検討したことがあれば伺っておきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 仙南の総合体育館で武道場を設けているところが角田市の総合体育館、それから大河原町の総合体育館、ここには武道場を備えております。角田市であれば476平方メートル、大河原町は427平方メートル、これを考えますと半分ずつ、剣道と柔道が練習ができる、柔道は畳が敷きっぱなしということで、たしか柔道の試合会場は50畳ですので、多分100畳以上、半分のスペースでも100畳以上の畳が敷けているかと思います。それから剣道をする部分、板の間の部分は剣道が9メートルから11メートルの試合場ですので、これがおおよそ2面とれるという形で角田市と大河原町は450平方メートル近いような面積をとっているかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○9番（安部俊三君） C案では延べ床面積が、C案で、大河原町の総合体育館より少し少ない状況で提示されていますが、現時点における案に武道場を加えるとすれば他の計画施設にしわ寄せがあることになるとと思いますが、その点はどういうふうに考えますか。

○議長（加藤克明君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） このC案では、メインアリーナのほうはかなり余裕があっ
てつくってございます。ただし、武道館がない分、総床面積では隣の町の大河原町よりも若干少ないということになります。今の基本構想が終わりまして、現況調査をしまして、基本設計の段階で関係機関と知恵を出し合いながらなるべく建設費が膨らまないよう、現状の規模で現状の予算の中で何か工夫ができないか、これから検討してまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○9番（安部俊三君） 突然ですけれども、教育長に伺います。

本町の中学校においては柔道が必修種目に取り上げられております。そのような観点からも、総合体育館に武道場があったほうがよいと思うが、どうでしょうか。所感をお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（船迫邦則君） 町内の3中学校にはそれぞれ武道場がありまして、生徒たちの柔道の授業や部活動、また地域の方々の武道の練習の場として活用されております。しかし、避難所の機能としてという観点から考えますと、（仮称）総合体育館には多様な目的に使用可能な体育館を目指しておりますので、その点から武道場設置については検討の余地があると考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○9番（安部俊三君） 次に、3点目に関してご質問申し上げます。

熊本地震では避難者が体育館内だけではなく、テント生活や車の中での生活を送った人が多くいたという状況がありましたが、これをいたし方がないことと思うのか、考えを伺っておきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 熊本地震では多くの自治体の総合体育館の被害が報じられております。特に、メインアリーナに関しては天井が落ちる危険性があるということで、メインアリーナではなくサブ体育館であったり会議室であったりというところを避難所として利用したようです。限りがあるので、近くにあるグラウンド等にテントを張ってそこに移ったり、もしくは車の中で過ごすということがありました。この方々は多くは小さいお子さんがいらっしゃる、避難所に入れば迷惑をかけるということで外のほうにやむなく出たということで、柴田町がこれから計画する体育館については、災害に強いということで、メインアリーナの部分についてもよく検討して、災害時でも被害が最小限になるような施設づくりをして、なるべく外や車の中で避難生活を送らないような施設にしたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 教育長、ありますか。教育長、いいですか。

再質問、ありますか。

○9番（安部俊三君） 要望を申し上げます。備えあれば憂いなしであります。災害時拠点避難所となる総合体育館であります。できるだけの想定を行っておくべきと考えます。平成11年6月16日にスポーツ都市宣言を制定しております本町ですが、総合体育館建設は本町スポーツ振興推進の大きなウエートを占めるものと思っております。施設の内容には今後十分検討いただくよう要望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて、9番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、2番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） 2番桜場政行です。大綱2問、質問いたします。

1問目、**少子化への取り組みについて。**

柴田町では、教育施設・子育て支援事業、子育ての経済的支援など、子育てしやすい環境整備を進めています。しかし、少子化は進み、社会的な問題になっています。背景には経済社会環境の変化など多くの課題があり、問題解決には至っていません。

少子化により、柴田町でも子ども会や子ども会育成会で児童数が少なく、活発な活動ができない区もあると聞いています。

また、柴田小学校は入学見込みで、平成32年には2年生と3年生で11名となり、13名を下回ると答弁をいただいております。

未婚者の多い地域もあり、将来の自治活動に支障があると危惧をしている行政区もあると聞いています。

子供は将来の生活者・消費者であり、生産活動を支える労働者でもあります。少子化問題はさまざまな要因がありますが、町としても真剣に取り組む案件と思い、伺いたいと思います。

1) 町内6校の小学校で、児童数が少ないために子ども会や子ども会育成会活動ができない行政区はありますか。また、児童数が5人以下の行政区はありますか。

2) 柴田小学校の平成28年度から32年度までの入学見込み数は。

3) 槻木地区、船迫地区、船岡西住地区、東船岡地区ごとの30代から50代の未婚者数は。

4) 未婚者の出会いの場を生涯学習課、商工観光課、農政課、まちづくり政策課と連携して取り組んでは。

2 問目、柴田町の障がい者就労について。

平成28年4月から障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が施行されました。改正障害者雇用促進法は、身体・知的障がい者に精神障がい者も追加され、発達障害やてんかんも含まれます。そのほかに法定雇用率、納付金制度も変わります。障害者差別解消法は視覚障がい者に対して文章のみの提示だけでなく口頭での説明を行うこと、聴覚障がい者に対して口頭のみでの説明だけでなく文書・絵図を用いて説明を行うことなど、障がい者の差別解消のための施策が推進されています。

柴田町では、えいむ亘理の牛タンをふるさと納税の返礼品に加え、たくさんの寄附をいただき、えいむ亘理の売り上げに貢献しています。えいむ亘理の施設運営は、法人本部を柴田町に置くはらから福祉会です。

はらから福祉会では、①働くことを生活の柱に、②どんなに障害が重くても、地域で当たり前暮らしを実現する、③利用者工賃月額7万円支給、といった理念、目的、目標を掲げて活動しています。

柴田町には、障害福祉サービス利用施設として、就労移行支援と就労継続支援B型施設の「くりえいと柴田」、就労継続支援B型の「旭園」があります。さらに、就労支援施設として、地域活動支援センターの「もみのき」と「しらさぎ」があります。

また、町外の施設で就労している利用者数を合わせると100人を超していると聞いています。そこで伺います。

- 1) 柴田町にある4つの施設の平均月額工賃は。
- 2) えいむ互理の平成26年度と27年度の平均月額工賃は。
- 3) 太陽の村にピザ窯をつくるが、運営母体をどこにしますか。
- 4) 町は就労施設に対し、どのような支援ができますか。
- 5) 来年、はらから福祉会が設立20周年を迎えますが、町と連携したイベントを提案できませんか。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、教育長、2問目、町長。

最初に教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 桜場政行議員の大綱1問目、質問4点についてお答えします。

1点目、児童数が5人以下の行政区についてです。児童数が5人以下の行政区については、5つの行政区が該当します。19区上川名地区、3人。20区富沢地区、5人。23区入間田祇園入地区、1人。24区入間田才安寺地区、5人。27区海老穴地区、4人となっております。

町内の各行政区には単位子ども会及び単位子ども会育成会があり、これらの単位子ども会育成会等で構成する小学校区単位の地区子ども会育成会が6つあります。さらに、これら6つの地区子ども会育成会で構成する柴田町子ども会育成会連絡協議会が組織されております。

行政区によっては、児童数が少ないため、地区単独の子ども会としては活発な活動を行うことが困難なところもあるようですが、富上子ども会のように、行政区は2つながら1つの子ども会として活動している事例もあります。

2点目、柴田小学校の入学見込み数についてです。平成28年度が6人、平成29年度が10人、平成30年度が5人、平成31年度が8人、平成32年度が5人となっております。

3点目、未婚者数についてです。平成27年の国勢調査のデータはまだ結果が出ておりませんので、前回の5年前に実施された平成22年の国勢調査のデータでお答えします。柴田町の30歳代から50歳代の未婚者数は男性2,100名、女性1,087名で、合計3,187名でした。なお、地区別の未婚者数のデータはございません。

4点目、未婚者の出会いの場づくりについてです。これまで、船岡生涯学習センターの主催事業として、「出会い・ふれ愛教室」を実施しております。内容は、婚活事業ということではなく、生涯学習事業の成人教育の一環として、30代から40代の独身者を対象に、出会いや交流支援、地域の活性化を推進することを目的として、平成22年度と平成23年度の2年間、それぞ

れの年に6回から7回、開催しました。平成24年度も開催する予定で募集しましたが、参加者がなく、中止となってしまいました。そのような経緯があり、平成25年度は事業名を、「出会い・ふれ愛のつどい」と変更し、さらに平成26年度には、「成年の交流のつどい」の事業名でそれぞれ1回開催しました。しかし、申し込みが少なく、平成26年度限りで当該事業を廃止しておりましたが、ことしに入って入間田地区の未婚男性限定となりますが、地域おこし協力隊員が、地区の方々と一緒になって出会いの場づくりのイベントを進めており、6月中旬に開催される予定となっております。

また、町内の動きとしても、JAみやぎ仙南青年部がことしで4回目となる「のうかつ交流会」を柴田町内のイチゴ農家ハウスと角田市のレストランで2月に開催しました。主催者の発表によりますと、新たに6組のカップルが誕生したとのこと。今後も、JAみやぎ仙南青年部が行っている婚活イベントなどへの支援を行ってまいります。さらに、船岡のレストランでは、フェイスブックや口コミ、チラシを使って周知し、3カ月に1回ぐらいのペースで定期的に出会いの場を設けている事例もあります。

町としては、地域や民間の取り組みに期待しながら相談を受けるとともに、必要があれば支援していきたいと考えております。町ではさまざまなイベントを実施しておりますので、例えば里山ハイキングコースや冬のイルミネーションを活用した出会いの場づくりなど、未婚者の出会いの場づくりについて関係各課と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 2問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 障がい者就労の関係で、5点ほどございました。

まず、1点目。就労移行支援と就労継続支援B型施設くりえいと柴田の平均月額工賃5万2,812円、就労継続支援B型施設旭園の平均月額工賃は4,500円、地域活動支援センターもみのきの平均月額工賃は7,894円、地域活動支援センターしらさぎの平均月額工賃は7,769円です。

2点目。えいむ亙理の平均賃金ですが、平成26年度の平均月額工賃は6万2,179円、平成27年度は6万4,148円です。

3点目。社会福祉法人はらから福祉会が運営母体となり、実際の店舗運営営業については、柴田町でレトルト食品やパン等を製造しているくりえいと柴田が中心となって行う予定と聞いております。

4点目。就労移行支援や就労継続支援B型などの施設に対し、町では通常の福祉サービスに

係る自立支援給付費の訓練等給付を支給しております。また、地域活動支援センターについては町が社会福祉協会に指定管理費を支払い、運営しております。建物の修繕や備品については、町が負担しております。障害者自立支援法が適用される前は、授産施設などの建設の際に事業者に対し補助金を交付したこともありました。

5点目。町からの提案は考えておりませんが、はらから福祉会から提案があった場合には協力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 桜場政行君、再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 1問目からいきます。

教育長から5人以下の行政区が5区ということ、5つの行政区があったと。また、上川名、富沢に関しては2つの行政区が1つになって子ども会とか育成会活動しているということで、船岡地区に関しては5人以下の行政区がなかったということでございますが、どうなんでしょう。船岡でも何かたまたま六、七人いたから今回出なかったということで、ちょっと少ない人数で子ども会とか育成会活動をしているような区はございませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 船岡の地区子ども会関係で一番少ないのが中央みどりでしょうか。9名ということで、4月1日現在です、一番少ないところで。そのほかは全部2桁、多いところだと67名いるような、新栄地区ですけれども、そういったところもあります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 執行部、役場のほうから見て船岡に関しては中央みどりが9名という一番少ない数ということでございましたが、先ほど槻木のほうで5つの区で5名を割っているような状況で、こういった例えば子ども会、児童数の少なさというのはどんなものでしょう。少ないなりに頑張っている、もうちょっと児童数が行政区によっては偏り過ぎて、もうちょっと今言った5つの行政区、子供がふえたほうがいいのかなどと思うような考え方ありますか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） 槻木地区、特に柴田小学校地区、少ないです。ただ、少ないなりに社会見学をしたり、それからクリスマス会、お楽しみ会を開催したりということで工夫して運営されているなということで考えております。それから地域の行事があります。神社のお祭りとかそういったのにも出たり、あと廃品回収を行ったり、そういったことでいろいろな事業をされているということで感じております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番(桜場政行君) 当初、この人数が発表されるまではもうちょっと少ない行政区があるのかと思ったので、私が思った以上に少なかったという面ではよかったと考えております。この少子化に関しては現状を把握したかったということで1問目の質問をさせていただきました。

それで、柴田小学校の入学見込み数、私通告に出していましたが、平成32年度には2年生と3年生で11名となると通告を出していました。私、議事録を確認しましたら、前回の答弁、前々回、議会のほうで平成30年と31年、当初は30年で5人の見込み数、31年で6人、32年で5人という見込み数というふうな形で議事録で答弁してありました。だから、平成30年、31年、もしくは平成31年、32年の間、二、三年になったら13人を割って基本的には単独級でやった場合、教員の費用が町負担になるかと思っちょつと心配して質問させていただきましたけれども、先ほどの教育長の答弁だと27年当初は7人だったんだけど、6人ということで1人減っています。恐らく引っ越しをした人でなければ柴田小学校に入学しないで槻木小学校の本校のほうに入学したのかというふうに考えられます。ただ、平成29年度は9人が1人ふえて10人。ましてや30年は5人、31年が6人から8人になったという、2人も入学見込み数がふえているというのは、この辺はどうなんですか。例えば引っ越してきたとか転校してきたとか、この31年に関しては6人が8人になったというのは、その辺ちょっと細かいんですけども、この数字は13人か14人は、もしくはうんと微妙な数字ではないですか。その辺、どうなんですか。

○議長(加藤克明君) 教育総務課長。

○教育総務課長(伊藤良昭君) その時点、その時点の人数というのは移動するのは当然なんです。桜場議員おっしゃったとおり、3歳の方が2名ふえたというのは当然生まれるわけではないので、町内で移動したか町外から転入されたかという事象はちょっと把握はしていませんが、現時点ではふえているというのは事実でございます。

○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。

○2番(桜場政行君) どちらにしても、とにかく子供が入学見込み数がふえたという面では大変よろしいかと思えます。町長の答弁にありました、しばらくの間は町長は柴田小学校の統合などは全く考えていないということで、それぞれに学校は地域のまとまりの拠点であり、教育というのは何も学問だけではない。人生の中の生きる力も育てるというような考えで町長は柴田小学校の統廃合はしばらく考えていないという答弁がありましたけれども、そのお考えは今でもそのとおりでいいんでしょうか。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まずは、保護者の方々、地域の方々は自分の卒業した小学校ですので残してもらいたいというのはひしひしと感じますし、まちづくりの面、地域づくりの面でも拠点となりますので、残してほしいというのわかります。一番は保護者の方々ということになります。何回かいろいろな機会でお話を引き出そうと頑張りました。そうしたら、多くの保護者の方々は残してもらいたい、槻木小学校の大規模学校に行ったほうがいいのではないのでしょうかとちょっと鎌もかけて見たんですが、その保護者の意思はかたいということでございますので、私の方針と保護者は一体となっているということでございますので、一方で公共施設マネジメント論と効率性を優先すれば当然県のほうも統合のほうに行こうとするわけですが、私としては効率性だけがまちづくりではありませんので、当面は存続させていくということには変わりはありません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 町長が柴田小学校の存続はしばらくの間続けるということで、ただ、いずれは複数学級で13名になる可能性もございますので、まだ何年も、四、五年先だということではなく柴田小学校学区の小さいお子さんを持つ保護者の方たちも含めて、もしくは地域の方たちも含めてそういった話し合いは町長もしているということもお話しなされましたけれども、事あるごとにそういうことを話し合いをしたらいいかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 正式には、今柴田小学校の保護者の方々、地域の方々でお話し合いをなされているというふうには伺っておりますが、私としてもあらゆる機会において地域の方、保護者の方から意見を聞いていきたい。そのときに、次に問題になってくるのが複式学級になった場合の保護者の意見です。複式学級になっても柴田小学校を存続するのかということの意思統一がもし確認できれば、逆に私としてはそのぐらい地域に愛着を持っているのであれば、柴田町単独で学校の先生を配置するという方向性も今私なりに宮城県の教育長のほうに話させていただいておりますし、また義務教育課の課長のほうにもお話を実はさせていただいております。ただ、柴田町が1人の先生を雇うということは、これは人事管理上、組織管理上難しいので、もし可能性があれば宮城県に1人の職員の経費を柴田町が払うという方向でできないのかという宿題を預けているところでございます。まだ、回答は返ってきておりません。

ただ、柴田町も永遠に続けるわけにはいきませんので、複式学級をさせないところの年限はお互いに話し合っ決めていかなければならないのではないかというふうに思っております。改めて申しますと、複式学級になった場合は柴田町が職員を雇わないで、お金を県に払って県

から加配をもらう、その方向で進める。それは永遠に続けるわけにはいきませんので、これについては地元の方、保護者の方で話し合って理解をしてもらう。期限を決めて、それ以降は複式学級でもやむを得ないという理解がいただけると単独で先生の費用を柴田町で負担するのもやぶさかではないのではないかとということで、今県のほうと調整をさせていただいているところですよ。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 町長からとても、私が求めているような答弁いただきました。ましてや、そういうお考えであるならばそれこそ本当に柴田小学校地区の方たちとお話を持ってこういう形で進めますというのを子供の良好な環境、教育環境を一番に考えるということを前提にお話し合いを持ってほしいと思いました。

それから執行部から見て子供たちの少子化という面では、一度議事録を読んだら5年後に30人ぐらいは若干児童数が減るのではないかと答弁をいただいているんですけども、どうなんですか。そういうのでいいんですか。5年後には児童数が30人ぐらいずつ減っていくみたいな答弁いただきましたけれどもどうなんですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 全体の話ですか。統計上からすると、人口的に今現在ゼロ歳から6歳というふうなところからのエスカレーター式の数字でしか捉えられませんが、おおよそその人数が減っていくということでは捉えておりますし、当然今お話しされました柴田小学校地区についてもその推移で今計算上は考えているのが現状でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） とすると、先ほど通告で言いましたけれども、全国的に少子化なんですよけれども、柴田町も少子化に向かっているという考え方でよろしいんですね。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 向かっているというか、生産的な年齢層がその点が影響を受けてゼロ歳から6歳並びに小学生、児童の年齢に比例するんですが、当然そこを踏まえれば少子化に向かっているというのは当然目に見えているかとは判断しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） そこで、今後、柴田町が徐々に児童数が少なく子供が少なくなったときの少子化が起こす問題とか何か考えられることは執行部としてはどんなことが考えられますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長、いいですか。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 教育現場から申し上げれば、共通した学校での対応といいますか、子供たちにとって教育現場においての十分な教育ができるかどうかというふうな部分だと思います。人数が多い少ないによって不利益をこうむることはやってはいけないことなので、それに対してのギャップは発生するかと思っています。ただ、いろいろな政策の中でもそれに踏まえた一緒になった共同的な事業とか、例えばICTを関連した実践とかというのを踏まえながら、それについてはサポートしていきたいというふうには現状的には思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 教育の立場からそういった問題があるということですが、総合的に考えると経済的な影響も社会保障的な影響も少子化というのは余りというかほとんどマイナスの面が多いと思うんです。それで、国の政策が少子化対策としてどんなことがあるかと思って見たら、1994年12月にエンゼルプラン、1999年には新エンゼルプランを参考に少子化対策を推進してきたと書いています。それから2003年には少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が制定されました。それから2005年度からは少子化社会対策大綱などと具体的な実施計画である子ども・子育て応援プランなどもやってきました。それから2010年には子ども・子育てビジョン、そして2015年から子ども・子育て支援新制度を実施しています。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、5月25日の河北新報に出生率微増1.32ということで、柴田町は1,000人に当たり7.77人、35市町村の中で11番目ということなんです。この河北新報の柴田町の出生率の1,000人に当たり7.7というのはどんなふうに捉えていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 少子化の点なんですけど、7.7というのは今回の報道発表だけではなく、近年であれば平成24年あたりから同じような数字になっております。平成26年生まれの出生数だけが非常に落ちておりまして、そこがたしか、手元にあれなんですけど、7.4というところが一番低かったかというふうに思っております。それ以外はここ四、五年の間では余り変わらない傾向というふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） ここで、だから町の、国、政府の子育て、少子化に対する政策がどうなのかと思って自分なりに考えました。そして、今から十六、七年前に私の友達になかなか妊娠ができないということで、ある政治家に特定不妊治療の助成金の制度をつくってほしいというようお願いをしたことがありました。ただ、そのときにもらった回答としては、生まれてく

る子供たち、また生まれた子供たちを救う政策を進めるが、妊娠をさせるための助成金は考えないというふうに言われたんです。確かに今は特定不妊治療の助成金がありますが、政府の少子化対策は保育の拡充や育休制度、時短勤務制度の整備など、結婚をした夫婦への支援が中心であり、独身の方々の結婚への政策が余りにも私は少ないと思いました。現未婚者の出生率というのは既婚者に比べると2%しかになっていないわけです。国も最近婚活と言われるような活動をやっと少し始めました。先ほど教育長からも柴田町も何年前はやっていました。ところが、参加者が少ない。ただし、JAでも一生懸命頑張って6組が何とかカップルになり、恐らく結婚したかと思います。また、船岡のあるレストランで行っているものでもしっかりとカップルになったというお話も、私も聞いていました。ここで町としても、確かに私は子育てをする環境は柴田町は市町村に比べてすぐれていると思います。でもやはりなぜ子供が少子化につながるのかと思ったときに、そういった運動もしていかなければならないと思いました。

国立社会保障人口問題研究所の出生動向基本調査をもとにしたデータがあるんです。それで、18歳から24歳で独身にとどまっている理由ということで、18歳から24歳は男性の1番がまだ若過ぎる。2番がまだ必要性を感じていない。3番が仕事に打ち込みたい。そして4番目に適当な相手にめぐり会えない。女性の18から24歳ではまだ若過ぎるが1位、まだ必要性を感じないが2番、仕事・学業に打ち込みたいが3番、4番目に適当な相手にめぐり合わない。これが25歳から34歳になると、一番初めに適当な相手にめぐり会えない、それが46.2%、男性です。次、女性で適当な相手にめぐり会えない、これが51.3%。ぼんと高くなります。35歳から39歳になると適当な相手にめぐり合わない、これが52.2%、男性。女子に関しては56.4%という物すごい高い数値になっている。

独身の方たちもデータを見ると、結婚をしたいんだけど、なかなか出会いがないというのがデータの的にも出ているんです。そこで、例えば先ほどの答弁聞くと、募集をしてもちょっと集まらない。手法を変えればいい。先ほど教育長がおっしゃいました里山を使ったものも考える。例えば里山で今答弁をもうちょっと具体的に言うと里山ハイキングを使ったどんな出会いの場を考えておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 里山ハイキングを使ったというよりも、その一つのことだけでは多分難しいと思うんです。そこに、例えば今農業に興味のある男性・女性が全国にいらっやっやっ、地方に来ていただける方もいらっやっやっと思うんですけれども、そういったところの農業体験とかそういったことも加えて、そのほかにまたほかの政策等も加えてやっていかなければ

ならないと思います。ただ、里山ハイキング等のイベントに関しては、その有効な手段の一つと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 私もそのように考えておりました。答弁がなかったら、ぜひとも里山ハイキングを使ったそんな企画もできるかと思っていましたので、頑張ってその活動をやってほしいと思います。

それから、柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、子育て環境の整備と支援の中に商工観光課が担当になっていますけれども、婚活事業の検討となっていました、進捗状況とどうかその辺はどういう状況になっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 婚活事業という、直接今のところ具体的に取り組みはないんですけれども、先ほど教育長答弁の中で、男女の出会いの場の創出という部分が必要なのかと思っております。その中で、例えば商工関係ですと今船岡城址公園で花のイベントを開催しておりますけれども、その中に冬のイルミネーションというものも行っております。今回、船岡城址公園だけではなく、ことしの冬は商店会のほうも一緒になってイルミネーションもやりたいというような話も聞いておりますので、そういったイルミネーションの飾りつけとか、あるいは船岡城址公園山頂に昨年設置いたしました光のオブジェなどを一緒に制作するような、そういったことを共同作業の中でそれが一つの出会いの場になるようなことも一つの案なのかというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 確かに、商工会でもそういう動きがあるということなんですけれども、そのときは商工観光課のほうのいろいろサポートをお願いしたい。ただ、商工観光課にひとつ出会いの場のちょっと行ってほしいとかお願いがあったんですけれども、ことし行ったナイトツアーあるじゃないですか。きのうの答弁を聞くと来年も地方創生の予算が通ったらナイトツアーを少し考えているということもございました。その中で、来年はことしのように1台なのか2台なのかわかりませんが、もし二、三台ナイトツアーの企画が組めるのだったら、その中の1台のバスを独身の男女を集めたナイトツアーもちょっとおもしろいかと思いました。その辺、もし考えられるならちょっと考えてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回桜まつりの中でナイトツアー、初めて行ったわけなんです

けれども、それについては、主に柴田町内ではなく仙台のほうからお客さんを呼び込もうというように目的で仕掛けたイベントでございます。それが今議員おっしゃる男女の出会いの場の一つとしてこういったものをやるかということについては、とりあえず当面は船岡城址公園、そしてさまざまなイベント、そういったものを知ってもらう機会として観光イベントとしてまずナイトツアーみたいなものを開催していきたいと当面は思っておりますので、時期が来ればそういったものもひとつ組み込んでいきたいというふうを考えさせていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 今までの婚活に関しては、例えば柴田町同士とか、もしくは男性が柴田町で女性は町内・町外オーケーだよという、そういった最近になってちょっと広域も入ってきましたけれども、私はそうではないと思うんです。少子化問題に関しては全国一緒なんですから、たまたま仙台のナイトツアーの方の若くなくても独身の方たち集めていって、そこでちょっと出会いがあった。その出会いのきっかけが柴田町だ。だからといって、仙台で結婚してもいいじゃないですか。もしかするとそういうカップルが柴田の夜景を見たり夜の町なかを歩いて、そういう形で柴田町もいいねなどということで結婚したら、子育てに優しい町だとかそういう考えもできるので、男性は柴田町だけでなければだめだとか、そういう考えが恐らく婚活の出会いの場の失敗だと思うんです。だから、もうちょっと広い心でというか、いいじゃないですか、我々が企画したものに参加して柴田町にたまたま住まなかったけれども、結婚して子供を産むなどという形のほうが、これからの出会いとか婚活などというのは、そういう考え方でないと私はだめだと思いますけれども、課長、もう一回どうですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今議員の提案、それも一つのアイデアとして今後取り入れるかどうか、観光物産協会のほうでナイトツアーというのを企画しておりますので、その辺、今いただいた提案を観光物産協会のほうに投げかけながら、そういった出会いの場があって男女が結ばれて、柴田町に住むことも考えられるというようなお話も私のほうからしながら、そういったものをぜひ実現できるように進めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 今せっかく出会いの場を広域にしたほうがいいですみたいなことを言ったので、ちょっと議事録を見ていたら、まちづくりの課長の答弁の中でこれから担当課の、要するに柴田で言うならまちづくり政策課長クラスの広域の課長で集まって出会いの場、婚活に関して真剣に取り組んでいこうという話し合いの場が持たれますという議事録が残っていたん

です。それから2年が過ぎると思うんですけども、そういった動きはあったんでしょうか。やっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 広域的な活動はないというふうに見ております。なかったということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） そのとき質問していた議員はとてもいいことだから進めてくれみたいなことを言っていたんですけども、とても残念です。その辺はしようがないですけども、もしそういった機会がありましたら昔そんな話がありましたみたいなことを課長会議があったときにでもお話ししていただければと思います。

私、まず出会いの場に関してはそれぞれに先ほど農政課に関しては里山を使う、そういったこともできるし、グリーンツーリズムもそういった形でも、もしかすると声かけできるかと考えております。それからまちづくり政策課に関してはフットパスで独身の男女の募集をかけるというやり方も、もしかしてあるかと思いました。それからうれしいことにこれがまちづくり政策課なのか農政課、地域おこし協力隊です。私も本当にあの方等の話も何回かしていましたけれども、頑張っている。今現在、女性が5人集まった、もうあと5人は集めたいということで、本当にこういう動きこそ市町村の1単位でやっていたら、もしかするとそれが全国的な動きになったら少子高齢化というのが、もしかすると多少解消されるのかと思いましたけれども、今それぞれまちづくり政策課でフットパス、それから農政課にはグリーンツーリズムを使ったそういった企画をしたらどうかという話はしましたが、いかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） スタッフと協議したいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） こちらも町役場の中でその辺を練り上げまして、複合的に対応していくことになるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 30代から50代の生の独身の数字を見ました。その中のデータ的に言うと大体85%ぐらいの人たちは恐らく結婚を求めている方たちだと、データによるとそんな感じなんです。だから、町としてお金がかからなくても今やっているそういったものに対して、町でやっているのに対して独身という制限をつけるのはどうかと思いますけれども、そういった少子化

対策ということでそんな取り組みもやっていければと思います。

そして、最近この資料、私素人でわからなかったんですけども、地域少子化対策重点推進交付金ということがありまして、これは何となくそういった出会いの場とか婚活に使うような補助金で、市町村では1市町村につき1,500万円が補助額10割というのがあったんです。ただし、これは平成27年度のもので28年度のは探さなかったんですけども、こういうことでもありますので、町長、10割補助なので1,500万円です。これは県のほうに申請をするということだったので、ただ、平成28年度で探してなかったのであくまでもこれは27年度4月までということが、たしか26年度もあったんです。もし、町長、こういうことがあったら積極的に28年度、29年度あったら、こういったものを一生懸命手がけてもらえますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 私のアンテナに10分の10の、私が最も望む政策が欠けておりましたので、早速調べてもし活用できる、まだ平成28年度残っているということであれば、早速企画書をつくって県のほうにかけ合ってみたいというふうに思っております。

柴田町の少子化対策でできることということで、今、出会いの場ということで質問があったんですが、個別の民間で動きがあったということでもございました。それで、これを全国的に展開している動きとしては、街コンという名前と呼んでいるようでございますので、各地でこの街コンが飲食店の活性化と出会いの場をセッティングすることによって、最終的には商店街を元気にする、そういう動きが生まれておりまして、柴田町も地方創生の中そういうものがないかと思っていたら、現実にあったんです。ですから、こういうことを積極的に支援していきたい。その方にお伺いしたところ、役場で応援できることはないかということをお話ししたんですが、我々のやっていることを町としても認めて側面からPRしてもらいたいということで結構ですと。お金は要らないんですかと言ったら、我々でもう7回もやっているのでお金の支援は要りません。ただ、こういうことをやっている、町おこしのために我々は頑張っているんだということを行政側がもっとPRしていいですと。町長も街コン、柴田町でやっているということをみんなに言ってもいいですかと言ったら、積極的にお願いしますということなので、町としては側面からこういう活動をしていかなければならない時代が来ているんだというふうに思っておりますので、出会いの場については積極的に行っていきたい。

ただ、私の少子化では根本的な解決ではない。今非正規労働者が4割いるわけです。その人たちは家族を持って、男の責任というと女性の方に怒られるんですが、男の責任として家族を養えない、自信が持てない、ここが一番の大きな原因ではないかというふうに思っております。

これも女性の方に怒られるんですが、女性の方の男性の理想像というのが高収入・高学歴というのが高いんだそうです。そういうところ、そして同じ労働して同じ賃金がもらえないこの格差、これが見えということではなかなか、そういう方を選ばない。逆に男性もそういう働いていると積極的に女性と出会おうという気持ちが起きないという男の見えみみたいなものがあるのではないかというのが2つ。それから労働時間の変則性です。3交代で働いていると、これはなかなか出会える場がない。そして、土日ということがあるんですが、土日もあるというような労働体系になっておりますので、ここを我々政治家も考えないといけない。これは国の問題であり、県の問題であり、我々政治家の本当に少子化を考える場合に力を入れていかなければならないというふうに思っております。

最後に、子育て環境の話もありましたけれども、国はどんどん子育て支援に力を入れているんですが、それは民間の効率化を優先させているように思えてなりません。というのは、柴田町の保育士、全部地方交付税に、補助金から地方交付税に算定替えされてしましまして、これが柴田町が保育士を雇えないという現実が一つございます。それから保育所の建てかえ、これも民間が優先されて民間がつくる場合は優先的に配分されるんですが、自治体が保育所をつくるということになると、今は補助金制度がほとんど活用できない。こういう、いつも言っているんですが政策のちぐはぐさが我々地方自治体の首長を苦しめている。そこを解決しないと根本的な解決にならないのではないかというふうに思っております。これは柴田町の町長一人の問題ではなく、地方自治体の町長、それから宮城県、国が一体となってやる政治家の責任ではないかというふうに今思っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） それでは、大綱2問目なんですけれども、これに関しては5月27日の議員全員協議会に地方創生推進交付金で、小さな拠点の連携を核とした元気なまち創造プロジェクトの事業名ではらから福祉会へ850万円で移動販売、購入と説明があったんですが、確認のためご答弁願ってよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 加速化交付金で太陽の村にはらから福祉会のほうで、今現在リノベーション事業ということで石窯ピザと牛タンということで進めておりますが、今度の推進事業におきましてはその拡充という形で、はらから福祉会もいろいろなイベントに対して出店というか外に出て、はらから福祉会のものを売るだけではなく関連するものを売ったりされているんですが、今回そういったピザ、牛タンという一つのアイテムができてきたということで、そ

れを含めていろいろなところに出店して、先ほど桜場議員が質問されておりました工賃7万円、その辺の目標に向かって進む事業と考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） この大綱2問に関しては、議員全員協議会で私が求める答弁をいただいた。だから、4つの施設がございますけれども、はらから福祉会にはピザ窯とか移動販売車がやっています。それから実際は旭園の話も聞くと、旭園のほうは大変うれしいことに課題はないと。ただ、国からの指導で地域に貢献を何かしなければならぬということで、何したらいいかとそんな話がありました。それからしらさぎに関してだけは、葬祭会館からどうしても包装を頼まれるみたいで、ところがそこに来ている方たちはなかなか包装がまともにできる方が1人もいないということで、その責任者がそこに来てやってしまうと、ほかの作業ができないという話を聞いて、ただし、近所の女性の方と逆にもみのきから休みのときにそこにお手伝いに来るといって、一番はとにかくだんごを買ってほしい、ソフトクリームを買ってほしい。次には、包装を手伝ってくれるような方がもうちょっといればいいのかという話でした。

もみのきに関しては柴田町ボランティアNPO活動連絡会の人たちがお手伝いに行っているということで、そういうことなんですけれども、例えば町としてはそういった4つの施設の方々と、例えば合同でもいいんですけれども、もしくは1事業所単位でもいいんですけれども、話し合いの場というものはあるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 個々の事業所についてはお話を聞く機会があるんですけれども、合同という形のものについては、現在のところございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 仙南地域自立支援協議会がございますね。これには役場の方は入らないということですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） そちらのほうについては、仙南2市7町で各役場のほうが入って、そのほか社会福祉法人、それから利用者の代表という形でメンバーが入っておりまして、ちょうどことしから2年間、柴田町のほうが事務局という形で運営させていただく形になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 答えをもらったので、簡単にくりえいと柴田、そして旭園、もみのき、

しらさぎ。飛び抜けてくりえいと柴田が基本的に工賃が高い。いろいろ私もはらから福祉会のほうを資料とかいろいろ調べてもらったんですけども、いかにはらから福祉会が頑張っているかを課長のほうから説明してもらってよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 私の知っている範囲という形で、簡単に説明させていただきたいと思います。

はらから福祉会のほうは古くは昭和58年にはらから共同作業所という形で、土手内のほうで焼き物を始めていただいて、そのときにはまだ社会福祉法人という形ではありませんでした。あくまでみんなが集まった会という形のもので、いろいろな共同作業所の運営に携わっていたという形になります。平成9年、桜場議員から20周年というお話がありましたけれども、平成9年4月に知的障がい者授産施設ということでの設立に当たりまして平成8年8月にはらから福祉会の社会福祉法人の設立になったという扱いです。

それ以後、はらから福祉会は障がい者が1人で暮らすにはどのぐらいの生活費が必要か。それにおいて、障害年金と労賃で13万円から15万円を目標にあれば障がい者1人が生活していけるだろう。要するに、家族の負担、家族に迷惑をかけないとかそういった面で自立した生活をするための原資としてそのぐらい必要だという目標額が決まりました。その上で、各事業所において労賃7万円というのはその設定です。障害年金が約6万円から7万円ぐらい、労働賃金の目標を7万円と設定して働いていただければという形で、現在の9事業所を運営しているというものです。

ただ、いろいろな商品開発をするんですが、一般市場において一般の企業との競争になるんです、販売については。お豆腐をつくりましても原価がかかって高い。高いものを買っていただくというふうな形になりますので、よりいいものをつくらなければ市場性には太刀打ちできない。そういったところの研究開発をいろいろ進めながら、現在目標額についてはなかなか難しい状況ではありますが、大体今4万円前後、一時販売額がよかったときには月額6万円ぐらいまではいっておりました、二、三年前の話です。そういった形ではらから福祉会のほうが現在、就労移行支援、それから就労継続支援B型とか全部ひっくるめまして287名の方を、今現在障がい者を雇用体制で受け入れているという形になります。

そういったことで、全国的にもこの賃金を支払える事業所という形のもは本当にわずかだと思います。私の知っている限りではないというふうに記憶があるんですが、そういった形で全国的にもこの目標額を設定し、障がい者がみずから働いて労賃という形で労働収益を受ける

という形のものでは大変立派な福祉団体だというふうに評価できると思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 済みません。ほとんど完璧に説明して、ありがとうございました。

平成28年度の給付金も就労移行支援、就労継続支援A型、そして就労継続支援B型、1億8,000万円近くの給付という形になっています。今言った柴田町の4つだけではなく、はらから福祉会だけではなく、白石市とかにも柴田町の方たちが行っています。もし事あるごとに相談事があったら、ぜひともいろいろなすばらしいサポートをしていただきたい。そして、はらから福祉会は蔵王塾というのが4月5日に開所しました。その中で蔵王町長からは全面的に支援していきますと力強い約束をいただきましたというようなことがありました。町長もこういった障がい者の就労について何かありましたら、全面的に支援していただいでよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） それで地方創生でほかの自治体には4,000万円も投入して、今、就労の活動の範囲を広げようとしておりますので、これからも何かの機会がありましたら全面的に私も支援させていただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（加藤克明君） これにて、2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時55分から再開します。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

次に、11番広沢真君、質問席において質問してください。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。大綱1問質問いたします。

柴田町における子どもの貧困の実態。

昨年、国が発表した子供の貧困率の年次推移では、1985年に10.9%だった子供の貧困率が、2012年最新の統計数値によると16.3%まで増加している。

4月のユニセフの報告書では、日本は先進41カ国中34位になっています。

厚生労働省が国民の生活意識を聞いた調査（平成26年国民生活基礎調査の概況）では、全世

帯で、大変苦しい29.7%、やや苦しいが32.7%、児童のいる世帯では、大変苦しい32.4%、やや苦しい35%となっています。

このようなもとで、子供たちが厳しい生活を強いられている事例が各地で続出しています。夏休みで10キログラムやせた中学生、虫歯20本で治療がされていない子供、修学旅行の積立金を取り崩して生活費に充てる親など、全国でさまざまな事例が報告されています。

柴田町における子供の貧困の実態がどうなっているのか伺います。

- 1) 町の子供の貧困について、実態をどのように把握しているか。
- 2) 町内で「子ども食堂」などの取り組みは。
- 3) 学習の援助の取り組みは。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、子供の貧困について3点ございました。

1点目でございます。議員がお示しする子供の貧困率16.3%は、平成25年国民生活基礎調査で実施された所得票・貯蓄票調査に基づき、OECD（経済協力開発機構）の作成基準によって算出されたものです。この調査結果につきましては、国の抽出調査であるために県単位の結果や個別の自治体の結果が公表されておりませんので、当町の子供の貧困率はこの調査から把握はできないところでございます。また、当町における子供の貧困の実態についても、指標となる公式な基準が示されていないため、把握できていない状況でございます。そのため、町の子供の貧困の実態を把握するにはどのような調査が必要となるか、今回の6月補正予算に基礎調査委託料として計上させていただいております。今後、全庁で連携して検討し、実態把握ができるよう努めてまいります。

2点目、子ども食堂でございます。町内には、子ども食堂に関心をお持ちの方がいるようですが、白内議員の質問でも答弁しましたとおり、民間の方が行う子ども食堂などの取り組みについては、県がどのような支援実施が可能か今年度の予算で調査・検討を行うという情報もございまして、県や他の自治体の動向も考慮しながら、子ども食堂を実施したいという方に対してどのような支援をしてほしいのか伺いながら、支援のあり方を探っていききたいというふう考えております。

3点目、経済的な理由により、就学させることに困っている小中学校の児童生徒を抱える家庭に対して、就学援助制度に基づき学用品費や給食費などについて、費用の一部を援助してお

ります。また、学習機会の場の提供として、平成24年度から実施してきた長期休業中の学習室に加えて、昨年度から学校の放課後時間を活用した放課後学習室を開講いたしました。貧困家庭の子供たちに特定はしておりませんが、元教師や大学生に支援員として協力をしていただき、子供たちが自主的に学習するための支援を実施してまいります。なお、昨年度は延べ7,210名の児童生徒が参加いたしました。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） 今町長のご答弁にありましたとおり、6月会議での補正予算に調査委託料を補正予算で出すということなんです、具体的にその調査委託の中身についてはどのようなものになっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今回の子供の貧困対策整備計画策定基礎調査委託料については、国が地域子供の未来応援交付金というのが創設されております。それを平成29年度以降に活用して子供の貧困対策の整備計画を策定したいと考えております。その前提として、柴田町としてその策定計画を立てるための実態調査に関して、どのような数値を捉えたらよいかノウハウが今現在国県から示されておられませんので、マクロ的な国の数字を宛てがうわけにはいきませんので、町としてのミクロ的な数字をどのように当てていけばいいのか、それを研究調査検討させていただきたいと思ひまして予算をお願いしております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） そうすると、調査項目をどこに設定したらいいかということで理解していいんですね。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） どのような項目を調査したら実態に合うか、それが一番の出だしでございますので、それに対して基礎調査をさせていただくという形になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） 先ほどの町長答弁にもあったとおり、国全体のデータとしては国が公表していますが、個別のデータについて、例えば都道府県ごと、各市町村ごとのデータというのは行政の側からのデータというのは出ていません。いろいろ当たると、紹介された中で一番詳しいというかわかりやすくなっているのは、山形大学の戸室健作准教授という方が調査された都道府県別の子供の貧困率調査というのがされていまして、これについて山形大学のホームページから見られるということなんですけれども、全国の各都道府県ごとの先ほど町長の答弁で

も言われていた子供の貧困率の調査を都道府県ごとに、これも抽出にはなるんですけども貴重なデータだと思いますが、全国47都道府県ごとに子供の貧困率、基礎データは2012年の統計データなので厚生労働省の最新のデータの元データと一緒にするというふうに思うんですが、宮城県の貧困率はこの山形大学の調査によると15.3%。47都道府県中、貧困率が多いほうから数えて16番目です。真ん中より上です。当然、宮城県内でも偏在がある可能性はありますし、地域特性もあると思いますから、例えば仙台近郊とそれから仙南地域であったり仙北地域であったりというところでは誤差があるというふうには思いますが、大体宮城県の平均的なところで言えば15.3%ぐらいというふうにはなると思います。

実態では、国のデータをもとにしても約6人から7人に1人が貧困の状態にあるというふうな子供たちがいるというふうになっているんですが、実際に現象面でどういうことがあるのかと言われれば、例えば昨日も白内議員の一般質問で挙げられたような親御さん、保護者が仕事に行っていて1人でご飯を食べる、あるいは忙しくて朝ご飯が食べられない。それで給食が唯一の栄養源になっているというような実態が全国から報告されているんですが、例えば柴田町の教育委員会で以前はたしか朝ご飯を食べてこない児童、あるいは朝ご飯を食べてこない児童などのことを調べていたというふうに思うんですが、現状では今どうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 昨年の1月の段階での調査で、小学校で全く朝食を食べていないと回答した児童が4名、6校で。中学生の場合だと3校で26名が該当して、この該当した生徒については担任等を通して状況を把握したり、必要な対応があれば対応するというようなことでここまで経緯しておりますが、その後の調査というのはまだ行っておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） 朝ご飯を食べていない子供がいるというのは、必ずしも100%貧困と結びつけるわけではないんですが、一つの指標としてはあるというふうに思います。あと、データとして考えられるのは、きのうの白内議員の質問にもあったとおり、孤食。児童生徒が家に帰って一定の時間まで1人である。1人でご飯を食べる。そういうような実態も指標の目安にはなるというふうに思うんですが、そういうことについて何かデータを把握しているようなことはないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） そのデータはございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） でしたら、もし貧困の調査もあるんですけども、家に帰って夜遅い時間まで保護者が帰ってこないで1人でお子さんだとどれぐらいいるのかというの、ひとつ貧困の目安になるのではないかとこのように思いますので、そこを調査の中には含めるべきではないかと思えます。

あと、今だとデータとしては町にその基礎となるデータというのは結構あるというふうには考えているんですが、例えば教育委員会では当然児童生徒の要保護世帯、準要保護世帯のデータ持っておられると思えます。あと、福祉課では生活保護世帯のデータがあると思えます。それで、税務課のほうでも、例えば住民税非課税ベースで非課税で低所得に属している方の例えば国保加入者のデータなどというものの中で、当然一人一人が課税ベースになっている応能割もありますので、応益割もありますので、そのデータを突き合わせる形で調査をしていけば、より層としての貧困層を捉えることということができるのではないかとこのように思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 調査の方法の中でそのような情報の突き合わせが個人情報の保護の観点からできるかどうか、国県のほうに問い合わせをさせていただいて、その突き合わせができるのであれば当然その基礎調査の中でやっていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） ぜひお願いしたいというか、町で持っている今のデータでも十分活用できるとこのように思います。それが可能であれば新たに調査する分以上に実態に突き詰めていける中身があるというふうには思いますので、その辺をぜひ確認できれば進めていただきたいというふうには思います。

ただ、現状で全国の統計データ、それからこれはまだごらんになっていない方もいらっしゃると思うので、ぜひもし参考にするのであれば山形大学の戸室健作准教授の調べた子供の貧困率統計、見ていただければいいというふうには思うんですが、少なくとも現状で、今の柴田町にいる児童生徒の中に貧困率の枠の中に属する子供たちがいるというふうには思うんですが、今現在調査していないからわからないというだけではなく、いる・いないの問題では認識として貧困の状態にあるお子さんがいるのかいないのかという認識は今のようには考えておられるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） であれば、私の個人的な話で申し上げますと、とりあえず今広

沢議員お話しされた要保護、準要保護であれば全児童生徒数の10%がおります。なおかつ、ひとり親世帯というのも数字を把握しておりまして、それも十数%というふうなのが実態としてはこちらのほうで把握しております。当然、貧困という世帯はいらっしゃるのは現実だと私たちも認識しておりまして、養護教諭部会と言いまして養護教諭の先生方とこちらのほうの教育委員会の事務担当者とお話ししながら、現状において例えば議員お話しされた虫歯が全部あるとか、例えば現状でかなり痩せているという方がいないのかという話は逐一お話をしながら、現状を聞かせていただいておりますので、顕著にそういう子供は今のところいないふうに私は聞いておりますが、予備軍といえますかそれに近いという形はあるようなので、それは注意しながら現場のほうでも対応していただきたいという話は申し上げておりますので、今後とも貧困に対しての対応はしてまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） どこに聞いていいかわからないように聞いてしまって済みません。

今そういう聞き取りなども含めて調査をされる場合に、一般的な傾向としてお話ししておくと、子供の貧困率が高い世帯というのは、大人が2人以上いる世帯と大人が1人という世帯では、圧倒的に大人が1人、つまり母子世帯であったり父子世帯であったりというところの貧困率がぐんと上がります。全体の相対的貧困率、子供ではなく全体の貧困世帯に属する方々の中でも大人が1人の場合の、お子さんがいて大人が1人の場合というのは貧困率が50%以上に上がるというデータもありますので、その辺もひとつ参考にしながら調査に役立てていただければというふうに思います。

まず、実態把握が必要だというふうに思います。ひとつ今回の議会で調査委託の補正予算が出ているというのは、一歩まではいかないけれども前進は前進だというふうに思います。そこはぜひ努力をしていただきたいというふうに思いますが、ただ、調査結果が出るまで手をこまねいて見ているというわけにもいかないというふうにも思いますので、個別の対応というか個別の実態をそれぞれの現場、例えば一番わかりやすいのは教育委員会のところでの学校だと思わうんですけれども、学校での実態把握、そのただでさえ忙しい先生たちが、毎日の子供たちの様子に気を配って、例えば痩せてきているのではないとか、おなかをすかせてふらふらしているのではないとか、そういう目配りをするというのなかなか大変な状況だというふうに思うんですが、ただ、その部分で言えばぜひ現時点で一番子供たちの身近にいると思われるのは、一つは学校だと思わうので、その辺についての目配りをお願いしたいというふうに思います。

具体的に対策をするといった場合でも、先ほど来上げられています法律、2013年に子供の貧

困対策の推進に関する法律というのができました。それに基づいて翌14年に子供の貧困対策に関する大綱というのができましたが、これによると町が持つ責務というのが出されているんですが、当該地域の状況を見た施策を策定し及び実施する責務というのが自治体の責務というふうになっているんですが、いつまでに何をやるかという指標が出ていないというのは確かに先ほど来の答弁で言われているとおりになんです。そこが今回の子供の貧困対策に関する大綱の欠けている点です。ただ、欠けているからといって何もやらないというわけではないので、できれば町としても子供の貧困対策を進める上で調査をして、その基準を策定して、実態を把握するのと同時に、対策に踏み出す。それをずるずると、例えば5カ年計画とかというふうにやってしまうと実態がそのまま放置されて推移してしまうということがありますので、できれば目安としてどのぐらいの期限を持って調査を行って、そして実際にその対策を行うのかというのは今考えているところで示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 国のほうの大綱は指標のみで、最後の目標とかそういうデータは記載されておられません。町としては今回の6月補正で基礎調査させていただいて、今年度中に何とか終わるか終わらないか、どういう数値を使えばいいのか全く町としてもノウハウがないというのが現状でございます。町としても研究、あと委託ですので委託先のコンサルのほうからの情報提供も受けながら進めさせていただきますが、当然その基礎調査あるいは実態調査ができ上がったら、当然方策、施策ができ上がる、つくっていかねばならないと思います。それをどの目標年数にするかということは町単独でやれる部分とやれない部分があると思います。特に、町単独でできないのは児童扶養手当とか児童手当とかそういう経済的支援、それはちょっと町の単独では何年までに倍増するとかそういうのはまず無理だと思いますので、いろいろ国の施策とも兼ね合いながら目標を設定させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 私も当然そうだと思います。子供の貧困対策として研究者や運動団体が言っているのは、具体的対策の柱として一つは食の保証、飢えない。ただ単に栄養補給というだけではなく、食生活を充実させるということ。それから学習権、それから進学権というのが言われています、進学権の保証。それから経済的保証、今課長のご答弁でありましたとおり、児童扶養手当あるいは就学援助、そういった経済的保証です。あともう一つは根本的解決として日本の子供の貧困率だけではなく全体の貧困にもかかわってくるんですが、働く人の賃金自体が上がらなければ根本的解決にはならないだろうというのが大方の研究されている方、

それから団体の結論です。子供の貧困に取り組む法律などというのは欧米諸国を中心にさまざまな国であります。貧困に対する貧困の現状に対する考え方、日本と欧米では大きく違っているのは、欧米では貧困に属する世帯の方々の多くは失業者です。ですが、日本の場合には、働いてはいるけれども給与が低過ぎて暮らしに困っている、いわゆるワーキングプアの状態が基礎になっているという点で大きな違いがあって、日本の場合の課題としては、賃金の上昇というのが絶対的な課題であるというふうに言われています。

私たちとしましては、具体的にやれる方策として子ども家庭課長が言われるとおり、町でできることとできないことはあるというのは当然理解しております。その中で、取り組みの柱となるのは先ほど挙げた中でも、一つ目の柱、食の保証とそれから学習権、進学権の保証だというふうに思うんです。きのうの白内議員の質問に対する町のご答弁、それから今のご答弁でも、実施している例えば子ども食堂に対して公的にやっているところが今のところないというので、いわゆる様子見だということなんですが、答弁でも紹介されていましたが、町内でも幾つかやりたい、やろうというふうにしていく動きがあります。そこに町としてかかわっていくことが必要ではないかというふうに思うんです。個人、あるいは有志の善意だけでやってもらっているからいいんじゃないのというふうなレベルの問題ではなく、一定の公的支援も含めた充実をすることが必要なんです。その部分についていかがでしょうか。例えば、今考えておられる方はそれぞれ子ども食堂を開く場所も含めて考えておられるようですけども、もし子ども食堂を開くのであれば、そうですね、これもまたいろいろ議論にはなると思いますが、例えば学校の教室だったりあるいは公民館だったり、そういう部分の施設を使ってやるということも考えられなくはないというふうに思うんですが、その辺についてももしそういう動きがあった場合、例えば便宜を図るということは可能なのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 公共施設という場所を提供するというお話なんですけれども、今急にお話しされましたもので、ちょっと庁舎内のほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） それでは、町内で動きをつくろうとしている方々のアンテナを張って、ぜひ情報を集めていただきたいというふうに思うんですが、その点もどんな方々であったり今どんなことを考えているのかというのは町ではつかんでいるのでしょうか、子ども食堂について。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） ある方がどこどこでやりたいということのお話は漏れ聞いて

おります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○11番（広沢 真君） であれば、ぜひ相談に乗って、町のほうからも提案できる部分はぜひ提案していただいて、進めていただきたいというふうに思います。特に、私この食の問題というか子供たちの実態として直近で相談を受けたことがありまして、4月の新学期が始まってから離婚をされて、母1人子1人で来て、学校に入ったんですが、放課後児童クラブの申し込み期間が過ぎていて定員もいっぱいだったので入れなかったということなんです、実際にどういふことになったかという、小学校1年生の女の子がパートでダブルワークで働いているお母さんが働いている間、学校から帰って1人で帰りを待っている。ご飯などはどうしているのと言ったら、チンして食べるようにしていくというような話はあったんですが、小学校1年生の女の子が1人で夜までずっといるというのを聞いてかなり迫ってくるものがあって、結局のところ、無理に放課後児童クラブに入れてもらうわけにもいかないので、どうするかという話では、そのお子さんの場合には親戚のほうに何とかならないかということを経験をもちかけて、一部分の解決は見られたということなんです、これは1件の例ですが、今そういう世帯がふえているのは間違いないので、こういう状況の中、月1回でも2回でも子ども食堂で集団で、あるいは親御さんも一緒に参加して食事をする機会というのは重要だというふうに思うんです。もちろん、栄養をとれていない成長期の子供の食事を保証するのと同時に、食事というのはただ食べるだけで栄養摂取をするだけではなく、例えば家庭に帰って保護者の方ときょうあったことを話し合いながらお互いの交流をしていくそういう場にもなりますし、あと、時には忙しい中でも外食をして保護者との交流をする。急速に成長していく時期の子供たちの貴重な体験にもなる部分だというふうにも思います。その点でもぜひ今動きが出ている方々と連絡をとり合いながら、町としてもできる限りの支援を考えていただきたいというふうに思います。

それから学習権、進学権の保証ということで、町でも一部分の支援をされているのは存じ上げておりましたが、この問題が取り上げられるのは貧困とそれから学力、この場合の学力というのは学び育つ力というよりはむしろ狭い意味での、例えば進学をする、そういった場合の学力ですが、そういった場合に学習塾に通えるような経済的負担ができるお子さんと、それから低所得の家庭のお子さんでそういうところに通えない子供に進学に関する部分で格差が出てしまうのではないかとというふうに私は考えているんですが、そのあたりをどのように捉えておられますか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 塾に行きたくても行けないというふうな児童生徒に対してというふうなスタンスで教育総務課のほうで放課後学習ということで進めたわけではないんですが、例年と何年か前には長期休業中だけのものを、昨年度から放課後に1時間から2時間ぐらいの単位で、特定貧困者に対しての部分というふうに特定はしていないんですが、広く子供たちが学習できる機会を提供して、それに対する指導といいますか自主学習に対して見守る。それ以降についてはサポートするという部分まで考えた学習機会を設けて、極力子供たちが学習したいんだというふうな意欲を持っていればそれに応えたいということで事業は進めているのが現状です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） お考えとして貧困に属する子供たちだけではなく、幅広くというのはそれでいいと思う。その中に含まれればいいわけですから。それはぜひ続けていただきたいというのと同時に、これも経済的保証になるのかもしれませんが、柴田町でも奨学金制度というのはあったと思いますが、今奨学金と言いながら形を変えた教育ローンになっているという実態だというふうに思うんです。学校を卒業して就職した途端に、今度はローンの支払いが始まるというような実態がありまして、そういう部分で将来的には貸し付けではなく給付型の奨学金、金額は町でどれぐらいできるかということも含めてあるというふうには思いますが、将来的には考えていく必要があるのではないかとというふうに思いますが、そのあたり、当然財政の問題がありますから、やるやらないの問題は今すぐ言えというふうには言えないですけども、考え方として必要だというふうに考えているかどうかを伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今の奨学金の制度を借りている生徒というふうに申し上げますと、昨年度は5名でしたが、平成28年度は1名の申し込みでございました。こんなに減ったのはどうしてなんだろうというふうに私どものほうでも事務局でも考えたんですが、議員おっしゃるとおり、恐らく返済に対して負担を強いるというのに対しては、借りたはいいが返すときには大変だというふうな概念が働いて、言いますれば借りない状況になってしまっているのかというふうには考える部分もありました。今後、この育英会的には皆様方の寄附並びに償還された金額に基づいて貸し付ける制度でございまして、町の部分には若干外れてはいるんですが、今後議員おっしゃるとおり給付関係といいますか、その制度が100%できるかどうかわからないんですが、何かの条件つきかそれとも何かのラインを引いて考えていきたいというふうには

考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 微妙なお答えですけれども、今現時点で確約はできないというふうに思いますが、そこを認識はわかりました。

その部分で言えば、恐らく教育総務課長がおっしゃっているとおりのことだというふうに思うんです。特に今若い人たちとか学校を卒業した方々が必ずしも正規で働けるわけではない。むしろ、例えば専門学校、大学に進学しない方々などは特に高校卒業で希望は製造業であっても製造業の正規はなくて派遣、パートというのがすぐとか選択肢がそこしかなくなるという場合も往々にしてあります。ですから、最初から低賃金で働く上にそこにローンの支払いが、ローンとか奨学金の支払いがある、償還があるということで、なかなか申し込みしづらんだというふうには思います。この問題でもぜひ考えていただきたいのは、貧困が貧困を呼ぶ負の連鎖というのがあると思うんです。貧困の世帯にいて高等教育を受けられない。そのことによって正規の職にありつけない。低賃金で不安定雇用の派遣であったりパートだったりアルバイトで収入を得ることしかできない。その世帯はまた同じような連鎖が続くということです。だから、どこかでその負の連鎖を断ち切らなければならないというのがあります。ですから、今度の子供の貧困対策についての町の対策はぜひともその考えを念頭に置きながら進めていただきたい。そのように考えます。

あと、幅広い施策が必要ですので、特にいろいろな人、当然教育委員会、学校の先生、あるいは地域で例えば生活保護世帯などでいろいろお世話をしている民生委員とか、あるいは保健師とか健康状態です。それから地域の子供を見守る方々もたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、そういう方々でぜひとも当然子供の貧困にあえいでいる子供たちだけではないですが、見守る体制をより一層強化する形でやっていただければと思います。あと、先ほど挙げた貧困を解消するための最後の対策でも、当然町の中でも町おこしとか商店街の活性化とか、そういうところで雇用をふやすというのも一つの貧困対策になっているので、町が何にもやっていないなどということは当然言うつもりはありません。その部分も含めた幅広い施策を持つという視点を町に求めていきたいというふうに思います。

それと、柴田町でやっている子供の医療費の助成制度というのは、もちろん全体の子供たちに対する利益も大きいですが、貧困対策といっても大きく有効な手段の一つであり、それをやっていることは大切なことだというふうに思っていますので、その部分をぜひともこれからも、例えばなかなか町長も悩んでいるところだと思いますが、18歳以下まで無料制度を広げるとか

いうところも含めて、ぜひ今後とも幅広い子供の貧困対策として考えていただくという視点を持ってもらうことを求めたいというふうに思います。

そろそろ終わりですけれども、私は常々考えているんです。議員として来賓で小学校の卒業式などに招かれます。最近特に感じているのは、物すごいきらびやかな小学生がいっぱいいるというふうに思います。当然、保護者の皆さんとしては子供の晴れの姿を着飾って、そしていい思い出にしてあげたいという思いがあるのは当然だというふうに思いますし、その気持ちそのものを否定するつもりはないんですが、ただ、皆さんもご存じのとおり、要保護、準要保護の世帯のお子さんというのは必ずいます。あの卒業式の中で自分はどうせなどというふうにいる子はいないのかというふうについつい考えてしまうんです。ですから、そういう人生の晴れ舞台、卒業式、入学式などで少なくとも負い目、引け目を感じないようなそういう子育てができる町に柴田町になっていくことをこれからぜひ取り組んでいただきたいということを最後に申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、1番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔1番 平間幸弘君 登壇〕

○1番（平間幸弘君） 1番平間幸弘です。大綱1問、質問させていただきます。

野菜生産者と地域産業の振興について。

地域での経済循環を考えれば、地産地消、すなわち地元の野菜や食材などは地元で消費し、地元の方々が生産者を支える取り組みが必要と考えます。現在、町内で生産された野菜などは、市場への出荷や、給食センターでの利用のほか、生産者の顔が見える販売方法としては、町内各直売所やスーパーなど小売店の一角の産直コーナー、または個人で生産者から直接購入するなど、安心して購入できる仕組みが整いつつあります。

また、農村部では担い手不足の影響から畑が耕作放棄地となり、雑草の繁茂も目立ち始めています。このように、耕作されなくなった畑を小さく区切り、趣味として野菜づくりを楽しむ人や家庭に農園として貸し出し、利用する方法もありますが、例えば、定年後本格的に畑作を行いたい人に、もっと大きな区画で貸し出すことも耕作放棄地を減らす効果があるのではないのでしょうか。

多少時間は要しますが、そのようなマッチングを行えば、耕作放棄地の減少と定年後の収入の確保、さらには地域経済の循環などメリットは大きく、地域産業の振興につながると考え、伺います。

- 1) ふるさと納税の返礼品に地元産の野菜も加えてはどうでしょうか。
- 2) 町内の飲食店も地元の野菜や食材を購入し、生産者を支える仕組みが必要と考えますが、どうでしょうか。
- 3) 町内の畑の耕作放棄地の面積は。
- 4) 畑の持ち主の貸し手と借り手とのマッチングを町が行えますか。
- 5) 定年後、本格的に畑作を希望する方に営農指導など、野菜の生産に関する指導やアドバイスは可能でしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員、野菜生産と地場産業の振興について、生産者と地場産業について、5点ほどございました。

昨年6月より、インターネットを活用してふるさと納税への取り組みを強化いたしました。あわせて返礼品の充実を図るため、昨年、町内事業者及び柴田町地産地消推進協議会役員会会議の場において、事業の説明と協力についてお願いをいたしました。しかし、野菜の提供については、一年を通して安定した商品の提供ができないことや、移送時間がかなりかかり鮮度が保たれないこと、季節によって商品の組み合わせが難しくなることなどの理由により、返礼品としての導入を見送った経緯があります。今後、これらの課題を踏まえて商品化できないかなど、引き続き協議してまいります。

2点目、飲食店との関係でございますが、確認したところ、直売所等へ町内の飲食店からも購入されているほか、個別に野菜の引き合いがあるようです。需要と供給のバランスがとれ、飲食店と直売所がお互いに利用しやすくするための仕組みづくりを、今後、地産地消推進協議会等へ働きかけてまいります。

3点目、耕作放棄地ですが、農業委員会が行っている平成27年度までの荒廃農地調査では、田が379アール、畑が6,158アールとなっています。

4点目と5点目は関連しますので一括でお答えします。貸し手、畑の持ち主と借り手のマッチングを町が行えますかについてですが、現在の法的な貸借手続については、農業基盤強化促進法に基づくものと、農地中間管理機構によるものがあります。この制度は、あくまで農業経営をすることが主体であり、家庭菜園的なものには適用されません。平間議員の提案にあるような定年後に本格的な農業を行う場合の営農指導や生産に関するアドバイスにつきましては、

実践に基づいた専門知識が必要となりますので、町では県や農協などの関係機関で組織する農業振興会の中で、要望内容に応じて技術的・経営的アドバイスを行っていくことは可能であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 平間幸弘君、再質問ありますか。

○1番（平間幸弘君） 1番のふるさと納税に対しての返礼品として野菜を取り扱ってもらえないかと、地産地消推進協議会のほうの話は私も伺いました。ですが、野菜の出荷、葉物は多分無理かというふうに思うんです。ただ、根菜類、タマネギとかジャガイモ、ニンジン、大根等の割と日もちの長いもの、そうしたものは返礼品に加えることは可能ではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 町のほうでは昨年からお話ししているというお話を今いたしました。先月も町内の農家の方々、直売所のほうを訪問しまして今議員が申されましたジャガイモとかタマネギとかということで、どうでしょうかということでお話を申し上げている途中でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） そういう話であればそれでいいんですけども、野菜なので一度に返礼品として大量に送られてきても、これは困るものなので、例えば送るにしてもその金額の返礼品に合わせた形で月に1回、納税額に合わせてそれを数回に分けて発送するという方法があると思うんです。そういう形で各産直なり生産者組合のほうに声かけてみてはいかがかというふうに思うんですが、どうでしょう。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 月に1回、季節的に何回ということ、送料的なものの費用もかかると思います。そういうことも考慮しながら、生産者のほうとお話を申し上げたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○1番（平間幸弘君） そうですね。送料がどうしても何回かに分ければかかるということなので、その辺は若干野菜のほうが少ないかというふうにも思いますけれども、その辺、各生産者組合とのお話し合いを続けて、ぜひ出荷できるような形をとっていただければと思います。

それと、町内の飲食店、それから地元の野菜を使ってもらえないかというふうに思うんです

けれども、確かに町内の飲食店と個別の農家等でやりとりされて、これはわかっております。それはそれでそのルートができていますものから、守っていかなければならないのかというふうに思うんですけれども、例えば各飲食店に利用の促進を図るような生産者の連絡先と取り扱い品を掲載したようなチラシ、各店舗に置いてもらうなど処置をとってもらえれば、飲食店に来たお客さんなどがこういうところでこういう野菜つくっているのかというふうに、もっと販売促進が図られるのではないかと思います。いかがでしょう。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員おっしゃるとおり、柴田町には産直の直売所等、あと飲食等があるわけなんです。割と広報が今まで下手だったのかと思っています。実際、いろいろなパンフレットもグリーンツーリズムでいろいろ取り組んでいるところは、そういったところも含めてきれいなパンフレットでいつの時期にどのようなものがどのぐらい、例えばここで買えますというようなものがあるわけなんです。残念ながらまだちょっと町のほうではそのレベルまで達していないと思います。おっしゃるとおり、飲食店の方との直売所との連携を今後しっかりとっていくためには、その仕組みづくりの一つとしてその辺を、地産地消推進協議会の中でももう少ししっかりと話し合いを進めて、実施していきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○1番（平間幸弘君） 農家のほうとしては、どうしても農家の方々、つくるのはもちろんプロなので得意なんですけれども、売ることにしてはなかなか販路を拡大するという点に対してはちょっと億劫になっているところがあるのかというふうに思います。その辺をぜひ町のほうでバックアップしていただければと思います。また、飲食店のほうとしても、例えば誰々さんのつくった野菜を使ったサラダとかというふうな形でメニューの方に一書きしていただければ、もっと地元の野菜こういうものがあるんだというのが多分お客さんのほうに知っていただけるのかというふうに思いますので、その辺のひとつ取り組みをしていただければと思います。

あと、先ほど町内の耕作放棄地と申しましたけれども、耕作放棄地といいますか田んぼのほうで379アールで、畑のほうで6,158アールということなんですけれども、このうち、すぐにも畑作が可能な遊休農地、これはどのぐらいの面積ありますか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 農業委員会のほうで調査しているものに関しては、耕作放棄地の中でも復田、戻すことがかなり難しいものについてのみ調査しております。実際、圃場のほう

に出かけてみますと、今回も減反確認をしてきたわけなんです、そのレベルが田んぼであれば1から4という形で、4がヤナギとかそういった草のほかにそういうものが生えていてかなり復田まで、例えばもとに戻すまで時間がかかるというようなものが、そういったもののレベルでこの面積でございます。実際は草の保全管理ということで草刈り等をしているところもありますので、転作とは別にそういった注意について今後内容を確認していきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○1番（平間幸弘君） 田んぼのほうも上川名、富沢のほうですと景観作物としてコスモス植えたり草刈りしたりというふうな形で手入れはされているんですけども、畑のほうが意外と雑草繁茂していたり、実は耕作されている畑と隣接しているところに遊休農地のような形で雑草が生えていますと、実際耕作しているほうの畑に雑草の種、種子、そのほか病害虫が隣の畑に移ってしまうという状況があるんです。できれば、隣の畑も誰かつくってこないかということから今回の質問になっているんですけども、何とか町のほうでこれを調べる方法というのはないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 実際その耕作放棄地、遊休農地をお持ちの方も相続、あとは農業経営ができなくなったということでお困りのケースもございまして、逆につくってもらえる人がいないですかという相談も農政課のほうには来ていることも事実です。ただ、逆に今度しっかりと畑とかをつくっている方が隣接地がそういうような状態で困っているということも、当然そういったご相談もありますので、実際その隣接する畑をやりたいとかという方がいらっしゃれば、そういったものに関してマッチングといういろいろな相談に乗ることは可能でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○1番（平間幸弘君） 定年後に本格的に畑をつくりたいんですけども、畑どこにあるのかという人も多分いると思うんです。実際、近所の畑はあいてはいるんですけども誰の畑かわからないし、どこに聞けばいいのかわからないというふうな相談がたまにありました。

実は、これは新聞の記事からなんですけれども、長野県の千曲市で遊休農地のあっせん情報を2014年8月から市のホームページに掲載しているということなんです。これも田んぼも含めてということなんです、この市のホームページには農地の場所、それから田んぼか畑か、面積、それから貸し付けなのか売り渡しなのかの情報を掲載しているようです。農地の所有者側には貸し出し表の看板というものをその畑の一角に掲示するというので、意思表示、これを

行うということです。借り手の目にとまるようにしているようですけれども、この貸し出し表には管理番号であったり面積、所在地のほか連絡先として千曲市の場合は農業委員会の電話番号を掲載しているということなのですが、こういう方法であったら柴田町でも可能ではないのかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） その記事に関して私も把握しておりまして、かなり有効な手段かと認識しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○1番（平間幸弘君） 今まで言ったような形で、例えば今悩んでいる方、貸したいというか農地を持ってあいている方、空き農地を持っている方、それから畑作を趣味プラスアルファで行いたいんだけど、どこにあいている畑があるかわからないというときに、例えば農政課なり情報を全て把握していただいて、町のホームページに載せると同時にワンストップ的な形でサービスが行えるのではないかとと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） そうですね。実際、遊休農地になっている部分に関しては、よく言われることなのですが、農家の高齢化と後継者がいない、あとは相続等で、先ほど言いましたけれども農家をやめてしまった。そういったことと、あと加えてイノシシの被害等があって、特に畑に関しては山間部においては、昔は畑だったんだろうということが結構余っています。そういった農地を貸したい方、農地を借りたい方ということの情報を、そちらのほうを掲載することは可能だとは思いますが、これは一回内部で検討させていただいて、どのような表示の仕方、そういったものができるかということを取り組みたいと思います。

あと、全国農地ナビという農地の状況を調べられるものが、今インターネット上で公開されているということもございますので、その辺の利活用がどのようにできるかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○1番（平間幸弘君） ぜひそのワンストップ、庁舎内どこもそうだと思うんですけれども、できれば1カ所で住民が相談に来たときワンストップで何でも相談できるような形がとっていただければ一番いいのかというふうに思います。

この遊休農地に関して、耕作放棄地も含めてなんですけれども、フットパス事業を進めている上で雑草が繁茂しているような場所は余り見せたくないというふうにも思うんです。そうい

った観点からもぜひこの流動化というか有効活用という意味で質問させていただいております。

あともう一つ、南アルプス市、こちらのほうでは遊休農地の流動化促進のために対策、売買に係る両当事者に奨励補助金を設けているように、ウェブ上での記事なんですけど、あるんですけど、こういった対策等は柴田町ではとれますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 現時点では内容を確認しておりませんので、今後の課題かと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○1番（平間幸弘君） ぜひ、こういったことも調べていただいて、農村風景の景観の維持、それから定年退職後畑作したい、それから今実際畑作を行っている方々の収入の確保、そしてまた安定、そして地域産業、農業振興の安定につなげていただければというふうに思います。これをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて、1番、平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、13番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。大綱1点について質問いたします。

減反廃止への対応は。

2013年に5年後の2018年減反廃止という報道が流れました。減反廃止で米を自由につくれるようになれば、企業は良質の米の輸出に乗り出したり、外食大手は米農家と農業政策拡大する法人を設立して調達するなど、経済界は農業の成長産業化につながると評価しています。

このままでは農業政策の見直しは当然必要と考えます。農家の存続と基幹産業と言われる本町の農政の対応について伺います。

1) 本町の減反面積、耕作放棄地面積、各地域での集団転作の状況は。

2) 減反廃止は、町内の農家にどのような影響があると考えますか。

3) 耕作放棄地対策として、再利用についてどう考えますか。

お伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、減反廃止の対応について3点ございました。随時お答えします。

1点目、平成27年度の減反面積は2万5,567アール、荒廃農地については平間幸弘議員の質問でお答えしたとおり、田が379アール、畑が6,537アールとなっています。集団転作については、下名生ファーム、認定農業者3人で麦219アール、大豆961アールを作付しております。

減反廃止の影響です。現在のところ、集落座談会や生産組合長会議でも農家からの相談は寄せられておりません。国の方針としては、法人化等による大規模農業を優先して支援する方向にあり、大規模農家にとっては新たな補助事業などによるメリットはありますが、小規模農家や自家消費の耕作農家には補助がなくなるため、デメリットとなります。小規模農家等については、将来の農業経営を見据えての農地中間管理機構を通じて担い手となる農家への集積等が今後ますます求められていくものと考えております。

耕作放棄地の再利用ですが、一度荒廃した農地は、地力を回復するのに3年から5年かかると言われており、荒廃した農地を再利用したい担い手があらわれたとしても、5年以上耕作しなければ、もとの農地として活用することは難しいと考えられます。耕作放棄される要因は、圃場の条件がよくなかったり、相続等により農業が継続されなかったものが多く、このような農地は借り手を探すことも難しく、再利用対策は、たやすいことではないと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 水戸義裕君、再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） まず、減反とはということになるんですが、減反とはどういうことかということをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 減反なんですけれども、国のほうの制度、昔は食糧管理制度等がありまして、その前は米を増産するという方向に向かっておりまして、昭和45年に米が段々余り始めた。それに加えて食糧管理制度の見直しがありまして、米をつくらないとか米余りと価格の低下、そういったことで国のほうで米をつくらない方に対してそういう補助に対してい

ろいろな補助金等を加えて生産数量を制限しているという状況かと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それで、2013年に減反廃止と報道されたということに対して、どのような情報というか町として持っているかお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 国のほうでは、今回今度の国会ではちょっと延びましたが、TPP交渉でもって国際的ないろいろな取引に対して米を日本の農業の中でも米をこれ以上価格を守るということが難しいという中で、2013年に5年後に生産数量目標の廃止とあわせて米の支払い、直接支払い、そちらのほうも廃止というような形で決定したと聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） そうなんです。私もいろいろ見ましたところ、この減反廃止と報道したマスコミが勘違いしたというふうに書いてあるのを見ました。そして、そこに書いてあったのは農林水産省が出した現行施策の現状と課題、論点整理を踏まえた中間取りまとめ案というのが15ページにわたって出された。その中の12ページ目に書いてあるのがいろいろあった中で、これらの対策を進める中で、その定着状況を見ながら5年後をめどに、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する受給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むというふうな一文があって、実はこれをマスコミが、そしてあといろいろな補助金も2018年度で廃止されるということがあって、それらもあって減反廃止と報道したというふうに書いてありました。ということで、そういったような情報というのは把握していますかどうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 今議員のほうで説明していただきましたが、大体その内容は把握させていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それで、むしろ今度農業に介してある本やらなにやら読むと、減反廃止して米をつくらせなくするのではなく、それよりもさらに補助を強くしていく、農家を強くしていく政策ではないかというふうに書いてあるんです。というのは、確かに補助がふえている部分もあるということから、そのように言われているということなんです。今さっき答弁がありましたけれども、これから小規模農家、ファームとか集落営農とか組織化されているとこ

ろはそれはそれなりにまた大変なんです、小規模農家に対してどういうふうにしていくかということで、町としてはどのように考えているかお聞きします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 小規模農家に関しては、確かに難しい問題かと思えます。現実的にここ2年ほどの農政の推進の方策という形なんです、いろいろな国の減反とか転作に係る補助金、交付金等に関しては小規模農家というよりも認定農業者とか集落営農、そういう法人等に対して大規模に展開する農家に対して特典があるんですが、今現在でも小規模農家に対する助成というのはもうほとんどないような状態ですので、今後もそのような状況が続くのかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○13番（水戸義裕君） 小規模農家が受けられなくなる補助金交付金というものです。国はそれによってつくらなくなるだろうと。そうしたときに中間管理機構を使ってこれを大規模農家に寄せる、吸い上げるという言葉ではなく寄せると。小規模農家は反別に従って奨励金とかどうかあれですけども、もらう。それによって大規模化を図る。その背景にはTPPがあるだろうということで、その5年後にという話になったんだということなんです、それは例えば耕作放棄地も先ほど田んぼで379アール、畑もそうですが、これについてどのような手を打って耕作放棄地になっているところを再利用させるかということについて町はどのように考えるかお聞きしたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） まず、この問題は非常に難しい問題でございますが、まず一つ、田んぼ等に関してはそのエリアに含まれないところもあるわけなんです、圃場整備、今町内で3カ所重点事業として推進しておりますが、圃場整備を進めて、その圃場整備の中にも結構耕作放棄地が点在しております。その原因はどうしても耕作放棄地ができる原因というのは農業後継者の不足とか高齢者の問題、相続等で全く農業ができない状態で相続している。そんな状態もございまして、あとは今耕作放棄地になっているような、特に田んぼ、畑同じなんです、非常に圃場の条件が悪いというような条件の中で耕作放棄がされているというようなことも考えると、まず一つは圃場整備等を推進するというのが一つと、あとは先ほど平間議員のご質問の中でもう少し回答すればよかったんですが、特に畑などはこれが県のほうともいろいろ協議をしているところなんです、県のほうで戦略的に作物を種別を限定して畑の、例えばニンジンとかネギとかタマネギとか、そういう奨励する作物として産地化していきたいというような

考え方もありますので、そちらも条件がいいような場所という形になるわけなんですけど、そういったもので解消できないかということを検討していかなければならないと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 非常に一度壊れたというか荒れたところ、私も昨年田んぼを2反歩、20アールほど休みましたら草ぼうぼうになって、ことしはそこに当然作付したんですが、これは大変でした。畑に生える草が田んぼに生える。そうすると稲用に使っている除草剤もきかないということで大変でしたということは、これが3年以上とか使っていない耕作放棄地になるともっと大変だという話になるというのは身をもって体験しました。

それで、耕作放棄地対策用に耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というのがあるんですけど、これについてご存じですね、当然。これを使って町として手を打つということは考えなかったかどうかを聞きます。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 詳細に関してはまだ勉強不足なんですけど、ただ、その話になったときに条件的なものがどうなのかというような話をした覚えがございました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） この交付金は平成21年から始まっている事業なんです、国の農林水産省で。平成28年、ことしになって一部というか二部というか、ちょこちょこ改正されているところあるんですけど、この交付金をやるには県単位で協議会がないと交付されないという状況で、宮城県にはこの耕作放棄地の対策の協議会というのはありますね。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 大変申しわけございません。把握しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 当然ありまして、その交付金をもらって復元したところというのが、例えば角田市枝野地区、解消面積が350アール。ほぼ本町の379アール近いところが耕作放棄地にこの交付金を使って復田されている。ここは何をやっているかということ、花です。菜の花咲き乱れる優良農地となり、集落の憩いの場となったということです。それからもう一つが蔵王町で、ここでは遊休農地の耕作放棄地を飼料用の畑にしたのかな。飼料用稲作面積ということで、飼料用の稲を植えてこれをやっているということがあるので、当然本町でもこういった交付金を使って手を打つということは、今後こういうことを考えていくかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 改めて内容を確認させていただいて、対応できるものであれば積極的に取り上げていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） よろしくお願ひします。というのは、交付金ということで金が来たからいいということではなく、そこに携わる作業する人、農業人というか農家でなくても別にいいんですけれども、ただ、農地を持つにはという条件があったりするから定年後の先ほどのように簡単にはできないということもあるので、当然それは地域でそれをやるとかそういったことでやっていかなければならないということで、交付金というのはそれにバックアップするものだというふうに思ひますけれども、いずれ、角田市のように350アールやっけて本町は379アール、ほぼ本町の耕作放棄地分が回復されているということなので、それについてはよろしく周知しながら、先ほども平間議員のときも出ました、隣が荒れていてうちが荒れるということになるというのは畑も田んぼも同じですから、そういう意味では努力していただけるようお願ひしたいと思ひます。

それで、耕作放棄地もそうなんです、減反政策廃止という、廃止ではないんですけれども、要は自由に米をつくらなくなる。減反も昭和45年、1979年から見ますと途中で転作とかなんとかというふうに名前を変えたり、交付金も戸別所得補償からというふうにいろいろ名前が変わってきているんですけれども、金はある。ただ、それが1万5,000円もらっていたものが7,500円になって、これがやがてなくなるといったようなことで、どんどんなってくるんですが、ほかに交付金を使って農家が生産することによってこれで行けるのではないかというのがあるんだというのがわかったんですが、町としてはどのように把握していますか、お聞きたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほど話に出ました直接支払いの7,500円とか、それとは別に先ほど担い手の方だけに厚くというような話もしましたが、一方、水田のフル活用の交付金に関しては農作物をつくる方全員、米をつくる方、済みません、米にかわるいろいろな野菜等その辺をつくる方に対して全員に対象になる。そのほかのものに関しては担い手のみの対応という形でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 飼料用米にということで、これはことしの集落座談会資料に載せた町水

田農業推進協議会ですけれども、この中の10ページに戦略作物助成ということで、一つには麦、大豆、飼料作物、これに対して3万5,000円、1反歩10アール当たりです。それからWCS用稲ということで、ホールクロップサイレージ、これに対しては8万円。それから加工用米2万円、それから飼料用米と米粉用に対しては収量に応じて5万5,000円から最大10万5,000円の補助があるということで、今全国的にもそのようですが、飼料用米が一番これからは農家がつくっても採算が合うというよりももうかる農業、総理大臣が言っているような所得倍増ではないけれども、それになるような話になるんだと思うんですが、町のこれに載っている交付金で飼料作物ということで飼料用米、町はどのぐらいこれをつくっているんでしょうか。何軒の農家でということで。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 面積としてはことしは53ヘクタールということなんですが、申しわけございません、件数、今把握しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それで、飼料用米というのは多収品種ということでベニアオバとかベコアオバといったいろいろな品種になるんですが、これが通常の食用米だと1反歩10アールで町のあれでいくと598キログラム、何かその辺ぐらい、単収。これが多収品種ということになってくると700キログラムから800キログラムとれる。今はそれを一生懸命やっている人という将来は1トンどりだというふうなことで、収量に応じ10万5,000円もらえるということと、このWCSというホールクロップサイレージ、飼料用に。これについて8万円もあるということで、どんどんもらえるのではないかとということで今すごくなっているんですが、ただ、この説明のときに、たしか平成27年度のときには多収穫品種の種もみの確保が難しいんだというふうなことが集落座談会のときにありましたけれども、これは今でもそうなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 一時期よりはだいぶよくなってはいると思うんですが、全国的に同じような展開をしているということで、必ずしもいつも自由にというような形ではないかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 要するに、飼料用米をつくるのはいいんですけれども、どこも売買契約というか。本町内に畜産やっている農家が何軒あるかということが当然かかってくるんですが、本町では何軒なんですか、畜産農家というのは。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 畜産農家に関しては、8戸ですか。8戸でございますが、実際これらの飼料用米の取り扱いとしてはみやぎ仙南農協を対象として出荷しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そうすると、例えばの話、ことしはもう作付終わって田植え終わってということになると、来年に期待できるのかというふうに思います。多分、来年になると、私が見た資料の中には主食用米、減反対象になっている米、主食用米では幾ら法人でもやっていけないようになります、これは九州の人なんです、もう米は加工用米か今の飼料米が主力になってくると思うということで、飼料用に走る状況になっているのが今の傾向のようなんです。これに飼料米を国もこれは進めていて、飼料用米の生産に関するマニュアルを出しているんですが、ご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 詳細に関しては存じておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 平成27年12月農林水産省で飼料用米生産コスト低減マニュアルというのを出しています。農林水産省のホームページからとりましたけれども、こういうのがどんどん国も飼料用もどうやってつくるか、しかもコストをかけないで。こういうマニュアルも国もつくっている。今度そういったコンテストもやるということで、農林水産省のホームページにそのためのポスターも載せてあります。当然、やるからには間に合わせるような生産していかないと、今ほとんど私から初めて言うことではなく、私もそうですが、農業生産では確定申告のときには赤字で申告に行っている状況です。国はこれは赤字ではなくやってみようということで、減反をやめるということではなく政策を変えるということで、これまでのお任せ生産面積、自分でではなく上から来た面積だけつくってれば交付金やるとそういうことから、今度は自分で経営感覚を持ってどういうふうなものをどういうふうにつくってという経営感覚を取り入れてやるんだというのが国の今の方針のようです。そういった意味でいくと、まさに経営者、私も高校に行っているとき百姓といっても百姓は経営者なんだというのが先生からの、私それしか学校で覚えてこなかったんですが、何をいつつくってどこにつくって次これを売ったら次は何をつくってというこの畑1枚、10アールの畑の中で作物をどんどん循環させて、売ってなくなったら次つくってというふうにしてやっていく、それを考えるんだから経営者なんだ、百姓だからといってもという先生からの話がありました。今まさにそういう意味では、今

の言葉でいくとマネジメントをやっていかなければならないというふうな状況なんです。

ですから、ことしから来年にかけてこういった営農指導というか、変わってくるんだろうと思いますので、こういうことをアンテナ高くするか広げるかというのはまた別問題ですけれども、やっていただきたいというふうに思います。これについては、本当は質問ですから私が言うのではなく聞かなければならないんですけれども、全国農業組合中央会というところでも出しているんです、飼料用米やりましょうということで。ということなので、ひとつその辺よろしくお願ひしたい。

さらに、飼料用米のコスト削減、今普通の食用米でもコスト削減ということで、私も疎植栽培ということでやって1反歩から600キログラムとって、5年ぐらい続けて、去年は天気悪くていかなかったんですが、たしか町でも疎植栽培の実証をやるんだというふうな話を聞いた覚えがあるんですが、それをやって結果どうだったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 町では疎植栽培のほうは農協のほうとかで取り組んでいるんですが、町のほうでプール育苗、あちらに取り組みまして、実証した成果があります。それによってどの程度コストの削減が図れたかというところまではいっていないんですが、通常苗に対して水をかけるその辺の手間がなくなったというようなことで聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） プール育苗、たしか去年は船岡地区1軒、槻木地区1軒でこの疎植をやるんだというふうな話を聞いたんです。これがいかに疎植栽培というんですけれども、今の田植えの普通大体十五、六センチメートルぐらいずつ離してやっていくんですけれども、疎植栽培というのは30センチメートルなんです。それをやるとどうなるかという、私の経験でやるといくと30センチメートル離すと苗箱、大体1反歩に18から20枚植えているとすると、12枚で済むんです。これは計算しやすく、20枚でいくとなると8枚要らなくなる。その分、土も要らない、種もみも手間暇も要らない。それでコストが下がるということなんです。そういう意味で、私がそれをやろうと思ったときに普及所に電話したんですけれども、普及所ではこの辺ではそういうつくり方していないのでデータがありませんと言われても、そんなことは言っていられないのでやってみたんですけれども、そういった意味で今後この疎植栽培、どんどん進めていってほしいというふうに私も思うんですが、これに関して実証やっていないんですが、ぜひこれを取り組んでいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） この疎植栽培に関しては、確かに町直接という形では取り組んではいなかったんですが、農業振興会の中で先ほど言いましたプール育苗と疎植栽培については、コスト低減のためには今後とも必要だという認識ではあります。今後、来年になるかとは思っていますが、そちらのほうの内容等検討しまして進めていくというような形、あとはもう一つは直播です。こちらに関してはある程度条件が整わないところでは難しいと思いますが、そちらのほうもコスト削減という意味から進めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） ぜひ実現するように取り組んでほしいと思います。

交付金ということになると、町でも二毛作助成交付単価1万5,000円、それから耕畜連携助成で1万3,000円、それから山地交付金ということで町独自に出していますよね。町枠設定枠でいくと花卉、キュウリ、ニンニク、ツルムラサキ3万2,000円とか一般作物1万2,000円とかというふうにこれに書いてある。この設定枠でやっている人はいるんでしょうと思うので、どの程度なのか、実績についてお伺いします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） こちらも対応しておる件数が112件ということで、交付金の額としては1,200万円ぐらいと承知しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。本町の小規模水田農家で田植えから収穫まで一貫した作業を町内で何戸の農家がやっているかというのはわかりますか。個人でやっていて田植えから収穫、米出荷まで。もみすりしてそこまでやっている農家というのは何軒あるか、わかったら教えてください。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 把握しておりません。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 確かに経営自体は個人的なものです。米政策はこの減反政策から始まって国、県、町からのお仕着せといっちは何ですけれども、そういったことで我々農家はやっているわけです。自分で考えるというゆとりはない状況の政策ですから、今後は変わるみたいですが、ぜひその辺を把握して、今度ここをこうしたら今度はよくなりますといったようなことを情報として町から流してくれるぐらいのことを欲しいというふうに思いますので、今後についてちょっとお聞きします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほど、小規模農家の方に対してのことでかなり厳しくなってくるという話もしましたが、一方では今回の生産数量目標の廃止等がございまして、自由競争という自由に米がつくれるような形になれば、そちらの小規模農家の方もどのような展開にしているかに関してはその農家の経営、個人個人であるかと思うんですが、そういった情報提供等はしていきたいとは思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。よろしくをお願いします。

それで、話が行ったり来たりで申しわけないんですが、耕作放棄地対策ですけれども、実際、米、田んぼと畑わかりましたけれども、これはどうなんでしょう、再確認の意味でこの面積に間違いはないですねということでお聞きします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほど平間議員の答弁でもお答えしましたが、この数量に関しては、昨年度、農業委員会の農地パトロールの中で把握している数字です。いろいろな調べ方があるかとは思いますが、確たるものとしてはこの数字として捉えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。何か、確認という意味で申しわけなかったんですが、耕作放棄地解消するために面積の確認ということで、宮古島では135ヘクタールを10年ぐらいかかって全国にこの土地を持っている人に連絡して、耕作放棄地解消のためにということをやった。実は、20ヘクタールだと思っていたら480ヘクタールありましたというのが農業委員会の調べでわかったということで、これは大変だという話になったということもありましたので、改めてお聞きした次第です。

飼料用米になるだろうというよりも、要は国が主食米を減らしてその分ほかの米をつくってくださいというのが狙いがあったことが報道によって減反廃止、自由に米がつくれるんだというふうな印象を持つ報道になったというふうに書いてあります。自由につくれば、当然米の値段はというか米があふれるわけですから、その後安くなるわけです。国はそれでは農家の成り行きがなくなるということで、米の値段はそのままにしてほかの転作ということでほかの作物つくったらその分上げて、農家を今の安倍総理のように所得を10倍にと言ったですか、何かそういうふうなことでほかのものをつくったらそちらで上げる。むしろ、これは減反廃止ではなく強化ではないかというふうな人もいるぐらいの政策なんだそうです。

これについて、飼料用米を仮につくるということになると、町だけでできることではなく、当然JAとかそういうことになっていくんですが、つくったらつくったでこれをどこに持って行って売る、要するに売り先です。この辺について、農協と今でも飼料用米つくってさっきJAで販売している。これについてどのようなところに販売して、完売しているのかどうかということをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） JAのほうとは、前打ち合わせの中でいろいろ確認しておりますが、当然米だけでは家畜の飼料にはならないということで、飼料メーカー等のほうにJAのほうから出荷した場合でも、今現在は全体の使う量というのは多くて2割ぐらいという形でやっているそうなんです。今後飼料もいろいろ改良を加えていきながらもう少し生産に合わせて量を使うような形で検討していくような話は聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 済みません、資料が。この飼料作物、飼料米、これの販売の仕方までの指導をやっている農協がある。農協自体がこれをやることではちょっと違うのですけれども、これをやることによって農家が助かるということが、ひいては自分のところにやがてやってくるというふうなことみたいですが、それから飼料米を破碎しなければならないということで、破碎する工場というのが本県にはあるんですか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 把握しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 私もその会社がどこなのかわからないですが、書いてあったのでは太平洋側沿岸部にこれが多い。1,400万トンだか飼料として輸入されているということで、どうしても沿岸部に多いんだということなんです。そういうことで、販売してやってくれ。米を飼料にしてやると非常にいい肉とかいい卵とかというふうになるんだというふうなことなんです。そういった意味で、今後飼料作物、飼料用米を推進していくんだと思うんですが、この中でのマニュアル、低コスト、政策マニュアルについて、中の事例の紹介ばかりになって質問が全然なくなるんですが、そういった意味で、圃場をなるべくとって農家が間に合うと兼業農家だけがほとんどなんですが、国ではそれを全部土地を大農家にやってということ今やるということなんです。今私の地区でも圃場整備ということでやっていますが、この圃場整備もそうなんです。米だけで生産組織、ファームを本町の場合、下名生ファームですが、米だけかどう

かというのを私は全部把握していないんですが、米だけで例えばの話、経営が成り立つというふうに考えられているかどうかをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 当然、これから先ほど言ったとおり、いろいろな生産数量目標の廃止とか直接支払いがなくなることによってある程度自由化になるという形になれば、農政局の方に聞いたら二、三年ぐらいはもしかしたら米の値段が上がるかもしれないという話はありませんが、本当の自由化になった場合は下落ということも当然可能性がございますので、米だけでの経営というのはなかなか難しいものかと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 耕畜連携というのが、言ったら複合経営やっついていかないと昔だと米でという水田でとれたわらを畜産農家にやって、畜産農家でできた堆肥をもらってということ、これで循環してやってきたということなんです。飼料用米なんです、国でもっとつくりたいということで目標を定めたんですが、これをご存じというか把握しているかどうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 把握しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 私が拾ったものでは、生産努力目標110万トンということで、平成27年で全農取り組み目標が60万トンということで、これから見ただけでも約50万トンの余裕があるということでは、これから飼料用にどんどんシフトしていくのかというふうにも思うし、そうしていかないと補助金で農家が成り立たなくならないようにしていかなければならないんだろうというふうに思うので、これについての指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間もあれなんです、そういった意味でいわゆる基幹産業ということでやっている農政です。ただ、これにあるように猫の目政策はどこへ行くのかというふうなことで、ころころころころ変わるのが農政だと。ノーの政治だから農政だと言う人もいるんだというぐらいのものなんです、国として農家への補助が世界的に見て高いかどうかということになると、どのように把握しているかお聞きしたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 決して日本の補助金、一般の方から見れば農政は守られているというようなイメージがございますが、今現在のレベルを考えれば欧米等に比較してそう高くないものと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） まさにそのとおりです。これは国会議員の二世議員ですが、この方が言ったことで、調べてみたら農業所得に占める直接支払いということでは日本は15.6%なんです。アメリカが26.4%、フランス90.2%、イギリス90.2%、スイス94.5%。この15.6%と90%を超えるこういった意味でいくと、農家が優遇されているというのが一般的に言われていることですが、全然そんなことないんです。この代議士の方はそれをわかっている、農林中央金庫というところにもっと金出せみたいなことを言っているらしいですけども、そういった意味で時間なのであれですが、農政は猫の目のように変わりますので、町もしっかりその辺はつかんでいただいて、我々農業やっている人がいやいや困ったものだとばかりならなくても、それと圃場整備やって農業がうまくいくような、そういう点をぜひ関係機関ということになると当然JAとか土地改良区とかといったそれぞれのところと連携してやっていただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、13番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 私が最後になりますので、できるだけ早く終わりたいとそういうふうに皆さんは見えるので、私も早く終わりたいとこう思っております。

実は本日1問だけ、原発の問題です。それは私、10年前に一般質問をしました。ところが答弁がいただけなかった。その後、5年前に原発の始まる、起きた年の前の年の12月に仙南地域広域行政事務組合で同じような質問をしております。仙南地域広域行政事務組合でもできなかったんです。それで、私も間もなく卒業の任期が近づいてきたので、ぜひひとつしっかりした答弁を伺ってからゆっくりと休みたいと思って本日この壇に上がりました。

16番我妻弘国です。

放射能から住民の健康と暮らしを守る準備はできているのか。

平成18年7月、女川原発に重なるトラブルが発生、作業ミスも重なりました。万が一、原発事故が起きたらどんなになるのかと一般質問をしました。残念ながら、県からの指導がないので答弁ができないとの危機管理監の言葉でした。

それから5年後に起きた東日本大地震による東京電力福島第一原発事故は、国と電力会社の安全神話をこっぴどみに吹き飛ばしました。この事故で、我が柴田町はさまざまな対策に苦勞してきましたが、不安は消えません。事故から5年、学んだことは大きいですが、再稼働が

進む今、想定外を想定した事故に対処できるのでしょうか。多くの問題点について伺いたいと思います。

1 番から15番まであります。本当は30ぐらい考えたんですけども、半分にしました。それで、できるだけ私の一番心配な点だけ挙げたので、再質問ないようにご答弁いただければと思います。

1) 危機管理に重要なことは避難指示です。事故後、30キロメートルの圏内を広域避難区域として広域避難計画の見直しとありますが、我が町はどのような避難計画を考えていますか。ちなみに、内閣府は5年前の原発事故があった3月11日、原発設置5キロメートル圏内の住民のうち、避難指示や屋内退避指示があったことを翌日までに知った人15.6%、どこに避難したらよいかわからなかった人47.7%だったと公表しております。

2) 済みません、ここの「スピーディーな」というところがありますけれども、「な」ではなく「SPEED Iの」、「の」です。直していただきたいと思います。

福島原発ではSPEED Iの予測を避難に生かすことができませんでした。女川原発時の放射性物質拡散想定では1,000パターンが予想されています。影響が及ぶ人口や事故後に同じ場所に住み続けた場合の積算外部被曝線量も想定できるといっております。我が町で最悪のパターンというのはどういうところでしょうか。

3) 幼稚園、保育所や小中学校における原発事故の避難訓練について、町の考えは。

4) 未指定の稲わらやその他農業系廃棄物について、放射性物質の濃度が国の基準の1キログラム当たり8,000ベクレルを上回っている可能性が高いのに、指定廃棄物とされていない未指定の稲わらなど2,378トン、平成28年4月25日、環境省が測定開始しました。終了結果を見るまで数カ月を要するといえます。平成27年7月20日の河北新報に、宮城県発表の農業系廃棄物5万2,545トンのうち、稲わら4,949トン、牧草2万832トン、ほだ木1万7,740トン、堆肥9,013トンなどで、ほとんどは農家の敷地内や一時保管所に置かれています。ちなみに、環境省と一関市で平成24年から25年にかけて、基準値を上回る汚染濃度の牧草を大東清掃センターで焼却していたことが判明しました。市民の反発を受けて、焼却は中断しています。我が町にも酪農経営者がいますが、農業系廃棄物処理についての対策協議はできているのでしょうか。

5) 除染について、白石市では660戸の住宅除染を平成26年2月から12月に行いました。対象は敷地内の平均空間線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上。雨どいの清掃、庭の除草や堆積物の除去などを行い、平均で国の基準値である毎時0.23マイクロシーベルト以下になるよう取り組んだとのこと。柴田町では、どのような対策を講じるようになるのでしょうか。

6) 余り問題になっていませんでしたが、居久根の除染があります。飯館村では家の周りと居久根の放射線量が高いままの実情が調査で判明しました。土砂崩れのおそれを理由に、汚染土の剥ぎ取りは行われていません。住民は居久根は住環境と一体で、家屋とともに除染が必要と指摘。しかし、居久根は斜面にあることが多く、土を剥ぎ取れば土砂崩れを起こしやすくなります。除染しないで覆土すると作業の迅速化やコスト削減のほか、除染廃棄物が少ない利点があるんですが、検討しておく必要があると考えますが、どうでしょうか。

7) 居久根のほかには森林除染があります。平成28年2月2日、環境省は生活圏から20メートルを目安にした範囲と農業などで日常的に立ち入る場所を除いて基本的に除染しない方針を明らかにしました。原発事故により農地同様、なりわいの場である森や林に放射能がまき散られました。原発政策を推進してきた国は当然、原状回復の責務を負います。生活圏から離れているから除去しないという道理は被災住民に通用するはずがないと思いますが、万が一、柴田町がこうなったらどうなるのでしょうか。

8) 町の基幹物である稲作田んぼにセシウムの危険線量が判明。県からの報告もあり、田植えを控え一時的に大騒ぎになりました。塩化カリウムを散布することで放射線量が下がることから、5年継続で散布してきました。タケノコ、ワラビ、シドケ、コシアブラやキノコなど、採取禁止指導があり、今でも新聞をにぎわしています。畑でとれた野菜の線量も計測してきました。東京で生活している我が家の子供は、ふるさとの米も野菜も孫たちの健康を心配して要らないと言います。さらに、風評被害が消費を阻害してきました。せっかくの農産品も放射線量で食することができません。畑作にもそれなりの補償が必要と思いますが、どのように考えているのでしょうか。

9) 山の恵みが採取不可能になったことから、丸森、角田地区ではイノシシの繁殖が増加。押し出されて、柴田、刈田地区に大幅に出没するようになり、農業被害が増大している現状です。イノシシの農作物被害は、農業従事者ばかりか里山に住む者に余計な労働を強いております。このような住民には、損害賠償費用の申し立てができるよう、電力と協定を結ぶ必要があると考えますが、町としてどのように考えているのでしょうか。

10) 食品の食べ方についてですが、ホウレンソウなど葉類やタマネギは水による洗浄や煮沸処理で放射性セシウムやヨウ素の除去ができますが、レタスは水洗いだけではできません。ブロッコリーの表面汚染の放射能セシウムは水洗いで95%できますが、根のあく抜きでは60から65%です。カリフラワーは煮沸で放射性ヨウ素を90%近く除去できます。キュウリは酢漬けに、ジャガイモやニンジン皮をむくことで除去できますが完全ではありません。果物は皮をむく

ことでかなり除去できますが、イチゴやブルーベリーは水洗いでの除去はわずかです。牛乳はバターやチーズに加工するとセシウムは大幅に削減されますが、スキムミルクやヨーグルトでは多く残ります。牛肉や魚介類は内部に残るので、除去するのが困難なようです。毎日食する食品の安全性や調理方法の周知などが大変必要になるのではないのでしょうか。

11) ベラルーシでは事故後4年から5年後にかけて子供の甲状腺がんが増加していることや、福島の子供たちの甲状腺がんの原因が議論されているだけに、地方創生を担う若者たちの不安払拭に努めるべきだったと私は思います。乳幼児や子供を持った若い人たちは、放射線量が不安で心配していましたが、ホールボディカウンターでの検査は行いませんでした。野菜等の線量計測も大事ですが、私は乳幼児や子供のホールボディカウンターでの計測を要望したかったと思っております。町はどう考えているのでしょうか。

12) 原発事故の賠償について、東京電力は平成26年12月、原発事故から5年となる平成28年2月で営業損害賠償を打ち切る素案を提示しましたが、福島側の強い反発で撤回しました。新たな方針は、賠償の終了時期を原則28年度末と区切りました。避難区域の業者は収入が100%減収したとして2年分の逸失利益を支払います。区域外の業者には減収と事故に因果関係が認められる場合に限り、直近1年間の減収相当額を2年分、一括して賠償します。この件では、廃業を届ければ賠償金は受けとれないため、再開の見込みは薄いのに休業としている業者も多いとのこと。ふるさとが放射能で人口減少になり、営業困難な地域が出てきています。こんな対応でふるさと存続ができるのでしょうか。

13) 平成27年11月河北新報社は、女川原発再稼働について世論調査を行いました。全体を100%とすると、再稼働「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた反対派が60.4%。「賛成」と「どちらかといえば賛成派」の36.1%を大きく上回りました。また、脱原発に伴う負担増に関しては、42.5%が認めました。再稼働に賛成した人でも原発に由来しない電力を要望する声は20%ありました。さらに、政府は原発政策を議論してきましたが、ことし3月電源に占める原発割合について全国首長アンケートを実施した結果、電源比率原発全廃21.0%、低減要求44.6%、賛成8.6%となっています。民意は原発事故の想定外事故を想定して、原発電源の低減要求をしています。我が町の町長の考えをお伺いします。

14) 原発の使用済みの高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設をめぐり、科学的有望地の適正地を決めるためのシンポジウムを開催しております。最終処分地を決めないまま、今日まで来た国の責任は大きいです。ちなみに、核のごみは原発の使用済み核燃料を再処理し、ウランやプルトニウムを取り出した後、廃液をガラスと混ぜて固化させた廃棄物。国は、地下300メ

一トールより深い場所に埋める地層処分で数万年にわたり隔離する処分方法を目指していますが、原発利用に期限を設けないと処分するごみ総量も決まりません。有望地を示しても対象地域の反発を招くだけになります。有望地の条件は活断層や火山の周辺を避け、海上輸送を前提に海岸から20キロメートル以内となっていますが、人口のより少ない地域となるのかと、うがった見方もありますが、我が町はその対象外と思いますが、町ではどんなふうを考えているのでしょうか。

15) 今回の福島原発事故で、原発投資がいかにリスクの高い事業であるかが判明しました。いざ事故が起きたとき、社会的な損失は甚大で、一電力会社ではとても対応できません。火力などに比べ割高だった建設・維持コストは、安全規制の強化でさらに上昇したのではないのでしょうか。稼働率次第で収益が大きく揺さぶられる競争のない独占企業という環境で、かかった費用を電気代として回収できる総括原価方式という規制料金制度があつてこそやれた方式でした。さらに、立地のための財政措置や使用済み核燃料の再利用政策への関与等、原発の推進を掲げる国による手厚い支援がありました。原発は国の関与なしに成り立たない電源であり、自由化とは相入れない存在である原発を確実に減らしていく工程表とセットにしてこそ、新電力の積極的な参入で競争が広がる条件が調います。現政権は原発をベースロード電源とし、今後維持するとして再稼働を全面的に支援する方針です。自由化と原発推進という根本的矛盾を放置して、自由化が頓挫する事態は願ひ下げです。国は、原発の運転期間を40年と決めました。これに沿えば、国内の原発は平成30年末で最大でも18基、40年末には5基に減ります。再生エネルギーの導入や省エネに取り組んで、原発を自然減に任せる選択肢もありますが、再生エネルギーがベースロード電源になるかどうかは疑問です。国は、原発の新設や廃炉の責任を明確にし、国民にどうあるべきなのか丁寧な説明をするべきですが、町としてこの考え方にどんなふうに申し入れをしたらいいのかとお伺ひしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 　ただいまから休憩いたします。

2時20分から再開します。

午後2時07分　　休　憩

午後2時20分　　再　開

○議長（加藤克明君） 　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の原子力関係の問題にお答えいたします。

今回の原子力問題に対し、15項目、21分30秒を要した力の入った質問をいただきました。身近な食品の安全性の問題から高度な判断を要する国のエネルギー政策まで、幅広い内容の力作となっております。町としては、何度も回答を練り直し論客の論戦に耐えられるように吟味をしまいましたが、情報不足、専門知識の不足のため我妻議員の意に沿わぬ回答になるかもしれません。今回は議員の集大成の質問ということですので、懐深い論戦をお願いしたいというふうに思います。

では、15項目に回答してまいります。

1点目、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、東北電力株式会社女川原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を包含している県と市町村は、避難計画等を含む地域防災計画、原子力災害編の策定が義務づけられました。

該当市町村の避難計画では、まず最初に予防的な防御措置である屋内退避を行い、さらに被害状況によっては、30キロメートル圏外への広域避難をすることとしています。

柴田町は女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から70キロメートル以上の距離に位置し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域には該当していませんので、原子力災害の避難計画は現在策定しておりません。柴田町に原子力災害が発生した場合は、30キロメートル圏内の市町と同様に県の避難計画に基づき予防的保護措置として、自宅などへの屋内退避を行うことを考えています。さらに、県が主体となる緊急時モニタリングを実施し、放射性物質が基準を超えた場合は、国の避難指示決定により町が住民へエリアメール等を使用し、避難指示の情報伝達を行います。また、被害状況によっては国・県と連携しながら広域避難を考えてまいります。

しかし、柴田町は30キロメートル圏外ではありますが、30キロメートル圏内の市町の広域避難計画では自治体の区域を超えた避難者の受け入れ体制の市町村となっておりますので、30キロメートル圏外の避難計画については、どのようにすべきか県の指導を受けたいと考えております。

2点目、SPEEDIの関係ですが、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムSPEEDIの運用について、平成26年10月に原子力規制委員会は、緊急時における避難や一時移転等の緊急、または早期の防護措置の判断に当たって、SPEEDIによる計算結果は使用しないとしました。また、宮城県地域防災計画「原子力災害対策編」においても、平成28年2月

に予測的手法から実測値の重視への修正により、SPEED Iの活用に関することと予測結果の参考とする文言が削除されました。今後は、緊急時のモニタリングポスト等の結果の集約、共有による実測値での判断となります。

平成26年2月に公表された民間の研究機関によるシミュレーションでは、女川原発の事故を想定し、気象状況等により30キロメートル圏外の仙台市でも、1時間当たりの空間放射線量が数十マイクロシーベルトに達する可能性があるとしてシミュレーションしています。原発から数キロメートル圏は数百マイクロシーベルトと非常に高く、30キロメートル圏外では20から50マイクロシーベルト、100キロメートル離れた白石市では10から20マイクロシーベルトなどと、高線量地域が広範囲になる予測をしております。なお、このシステムでは事故の規模、気象条件、地形の影響などに応じて放射線物質拡散状況の約1,000パターンをデータベース化し、事故後の影響についても試算が可能とされておりましたが、なぜか販売は終了してしまいましたので、町の最悪のパターンは確認できませんでした。

3点目、宮城県地域防災計画によりますと、原発から30キロメートル圏内の学校等施設の管理者は、市町村や県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、あらかじめ避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等について避難計画を作成するものとしております。そのため、30キロメートル圏内にある市町の小中学校では、外で遊んでいる児童生徒が校舎内に避難したり、窓を閉めたりする原子力災害を想定した避難訓練を実施しております。しかし、30キロメートル圏外の市町村については、災害を想定した避難計画を作成すべきという原子力災害対策指針が定められていないため、県の地域防災計画でも対象外となっております。したがって、30キロメートル圏外にある柴田町には原発災害想定避難計画がありませんので、原発事故を想定した避難訓練は現在実施しておりません。原子力災害が発生した場合は、30キロメートル圏内の市町と同様に県の避難計画に基づき予防的保護措置として、公共施設や自宅などへの屋内避難を行うことを考えております。

しかし、一方で30キロメートル圏内にある市町の広域避難計画においては、避難者の受け入れ対象市町村ともなっておりますので、今後避難訓練のあり方については、宮城県地域防災計画「原子力災害対策編」を参考にした県の指導を受けたいと考えており、できるものから実施してまいります。

4点目、農業系廃棄物の関係です。柴田町では肉用牛農家には1キログラム当たり8,000ベクレル以下の堆肥が198トンあり、保有する農家に管理いただいております。この堆肥は、平成23年度に測定した際には2,500ベクレルありましたが、平成27年度の検査では1,715ベクレル

と低減しております。今後も測定を継続しながら適正保管に努め、処分についても保管する農家と連携調整を図ってまいります。柴田町には8,000ベクレルを上回る指定、未指定両農業系廃棄物の保管はございません。県は、今後8,000ベクレル以下の農業系廃棄物の処分について、廃棄物の再測定を行い、処分方法等に関して検討することとしておりますので、県の動向を注視してまいります。

次は除染でございます。放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が平成23年8月30日に制定され、国、地方公共団体が汚染等の対応を行うことになりました。法律に基づき、文部科学省の航空機モニタリング調査の結果から、毎時0.23マイクロシーベルト以上の面的な広がり地域があった市町村が、国との協議を経て汚染状況重点調査地域の指定を受けました。県内では栗原市、白石市、角田市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、山元町の3市5町が、汚染状況重点調査地域の指定を受けましたが、柴田町は0.23マイクロシーベルト以下であったため、汚染状況重点調査地域の指定には該当しませんでした。A市は、汚染状況重点調査地域の指定により、毎時0.23マイクロシーベルト以上の面的な広がり地域の住宅1,726戸を発注しましたが、しかし、再測定した結果、除染が不要だったのが1,066戸で、除染を実施したのは660戸でした。B市では1,535戸を発注し、再測定により除染不要1,111戸で、除染実施したのは424戸で既に終わっております。C町では4,481戸を発注し、再測定により除染不要160戸、除染実施4,321戸を完了しております。D市、E町、F町、G町、H町の1市4町は住宅の除染は行っておりません。

柴田町は平成24年に小学校3カ所、中学校1カ所、幼稚園1カ所、保育所2カ所、児童館1カ所、こどもセンター、公園2カ所、遊園1カ所、緑地1カ所の計13カ所の空間放射線量のメッシュ測定結果に基づき除染を行いました。除染前の放射線量は、13カ所の平均値で0.19マイクロシーベルトでありましたが、除染後は0.09マイクロシーベルトまで低減いたしました。また、平成23年5月から町内45カ所の空間放射線量の測定を継続的に行っています。平成28年3月末現在の測定の平均値は、0.06マイクロシーベルトであり、除染等を行う必要はないものと考えております。

6点目、除染の基本は、表土を剥ぎ取りそれを場内に穴を掘り処分し、汚染されていない土で覆土することですが、覆土をするだけでも効果が得られる実験データから、表土を剥ぎ取ることができない場合は有効な手段と考えておりますので、状況により採用したいと考えます。

7点目、国は平成23年9月に森林の除染について、住居等近隣の森林における除染を最優先に行い、住民の被曝線量の低減を図ることとしました。ことし11月に除染の対象範囲が広範囲

にわたるため、人の健康保護の観点から、必要である地域について優先的に実施することになりました。森林から生活圏に与える放射線の空間線量率の変化を検証したところ、10メートルまでが効果的であったという環境省のデータがあります。森林からの人への放射能の影響を早期に低減するためには、まずは生活圏から20メートルという目安が設けられたようです。

柴田町の山林等については、町民環境課において平成26年10月に放射線量を測定したところ、国の基準を超える値は出ていない状況ですので、森林の除染は想定しておりません。

8点目、東京電力は、農作物に関する出荷制限・営業損害・風評被害への賠償と個別の事情を踏まえて適切に対応するとし、補償に応じております。これまで宮城県内で農作物の出荷制限の指示を受けたものは、ソバ、大豆、米等がありますが、幸いにも柴田町においてはありませんでした。町内の畑でとれた農作物に関しては、町や県により定期的に検査を行っており、現在まで基準値を超えるものは出ておらず、安全な農作物として流通しております。また、直売所などで販売される山菜等も毎年検査を行い、その結果を公表し、消費者には安心して購入していただいております。

9点目、イノシシの被害の補償です。確かにイノシシの被害は年々拡大しています。その要因は、原発事故に起因するところが大きいと思います。平成28年5月25日に開催された宮城県の平成28年度鳥獣被害防止対策市町村担当者会議において、東京電力東北補償相談センターにより、イノシシ等の出荷制限指示等に伴う捕獲費用・保管処分費用に係る追加的費用の賠償について説明があり、市町村が独自に行っているイノシシ等の狩猟捕獲に関する助成金、駆除費用が賠償対象となるとのことをございます。今年度、請求対象期間は事故発生の平成23年3月11日から平成28年3月31日までとなっています。請求手続等については、今後東北補償相談センターと打ち合わせを行って進めることとなります。

10点目、食品の安全と調理の方法です。厚生労働省が平成27年9月から10月に宮城県で流通している食品の放射性セシウムを測定した結果、現行規制の上限数量である年間1ミリシーベルトに対して0.0009ミリシーベルトであり、健康への被害を心配する必要はないと報告されています。また、住民が持ち込む食品類の放射性物質の測定は、平成24年3月から開始し、現在も継続的に測定を実施しております。平成28年3月末までの測定累計は延べ524件で、うち平成24年4月に測定した原木シイタケの測定値1,068ベクレルが最高数値となっております。平成27年度の基準値超過の品目はキノコ類1件、これは町外産でございます、332ベクレル。イノシシの肉ですが5件、うち町外産が1件で最高数値が271ベクレルとなっておりますが、その他の品目の基準値超過はございません。年々持ち込む件数も少なくなっております。しかし、

まだまだ安全性を心配する方も多くいらっしゃることもありますので、国や県、東京電力等に対しましては、より食品の安全性の周知や料理方法について、啓発用パンフレット等の作成を依頼し、また町のお知らせ版にも掲載してまいりたいと考えております。

11点目、子供のホールボディカウンターの件です。福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康への影響や健康調査については、宮城県健康影響に関する有識者会議の提言において、科学的・医学的な観点からの現状では健康への悪影響は考えられず、健康調査は必要ないとされております。汚染状況重点調査地域の中で、小学生から18歳までと希望者を対象に、ホールボディカウンターによる検査を実施したのが3市町で、平成27年12月現在で、A町974人、B町99人、C市5,109人が受診いたしました。その結果、全ての方が検出限界値未満、1ミリシーベルト未満でした。こうしたことから、国・県等の基本的な考え方を踏まえて、汚染状況重点調査地域となっていない我が町としては、ホールボディカウンターによる検査の必要はないものと考えております。

12点目、宮城県関係で福島第一原子力発電所事故に起因する損害賠償については、平成28年2月末現在の請求件数は1万3,100件で、うち支払われたのは1万1,700件です。支払い総額は約707億円で、多くが農林水産業と商工業で、続いて地方公共団体、個人に支払われております。

平成27年6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」では、避難指示の解除と帰還に向けた取り組み、新たな生活の開始に向けた取り組み、事業・産業や生活の再建・自立に向けた取り組み等の拡充と事故収束に万全を期すとされておりますので、今後の動向を見守っていきたいと思います。

13点目、平成26年9月から11月にかけて女川町議会議員有志が実施したアンケート調査でも、原発再稼働に対する反対意見が58.7%でした。福島原発事故以前は、原子力発電所は発電コストが安く、発電時に二酸化炭素を排出しない、放射能等の危険はあるが完全に制御されて安全であるという安全神話のもとに依存度がふえてきました。しかし、原発事故後、万が一事故が発生した場合、広範囲にわたって甚大な被害を及ぼすことがわかり、住民は安い電気料より命のほうが大切と思う人たちがふえてきたので、この調査の結果にもあらわれているのだと思います。震災直後は原子力発電所の停止により電力供給不足が問題になりましたが、国民の節電意識の浸透や省エネ技術の開発などもあり、原子力発電所再稼働ゼロでも電力供給不足にはならなかった事実がございます。町長としての判断よりも、私個人の感想を申し上げますと、日本は世界で初めての被爆国であり、さらに今回未曾有の原発事故を体験しました。そうしたこ

とから、国においても再生可能エネルギーによる発電の割合をふやし、将来は原発に依存しないエネルギー政策に重点を移し、原発ゼロを目指すのが日本のあるべき姿ではないかと感じております。

14点目、資源エネルギー庁のホームページで、高レベル放射性廃棄物の量を確認すると、平成26年4月末時点で約1万7,000トンを保管しています。ガラス固化棒に成形した高レベルの廃棄物は、冷却のために一定期間、青森県六ヶ所村にある高レベル放射能廃棄物貯蔵管理センターで保管されています。しかしながら、国からは今後の処分先については具体的には決めていませんので、そうした情報も直接市町村に提供していただいているわけではございませんので、町としての考えを持つに至っておりません。

15点目、エネルギー資源が乏しい日本では、発電コストが低廉で安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源として、原子力発電をベースロード電源としてきました。さらに、二酸化炭素排出量削減問題が重要視され、原発の依存割合が高くなりました。

しかし、我妻議員のおっしゃるとおり、福島原発事故で原発投資がいかにリスクの高い事業で、事故が起こったときの社会的損失が甚大であることが明らかにされたにもかかわらず、国は原発再稼働を前提として、原発を重要なベースロード電源と位置づける一方、原発依存度を可能な限り引き下げ、再生可能エネルギーを最大限導入するとしています。

先ほども申し上げましたが、私個人の感想としては、再生可能エネルギーによる発電の割合をふやして、原発に依存しないエネルギー政策に切りかえていくべきではないかと個人的には思っております。国は今回の原発事故を教訓として、率先して原発の新設や廃炉の責任を明確にして、これからの日本のエネルギー政策がどうあるべきなのかを、国民にもっと丁寧な説明をしていく必要があると思っております。

先ほど7点目、森林の関係で国は平成23年9月に森林の除染について住居等近隣の森林における除染を最優先に行い、住民の被曝線量低減を図ることにしました。「同年」を「ことし」と私は読んでしまいましたが、同じ平成23年11月の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（加藤克明君） 我妻弘国君、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 大変長い質問に丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

今町長が13点目の、できるだけ再生エネルギーを使っていくのが日本の進む道ではないかとそういうふうに言われておりますが、私も同感であります。ドイツのメルケル首相が、福島原発事故当時の映像を見て、この直前まで原発の稼働延長をすと言明していましたが、福島の

事故を見て安全が最優先で、脱原発や再生エネルギーの重要性が非常に大事だということで現在に至っているということなので、町長と同じ考えのすばらしい人だと思っております。メルケル首相のほうに似ているんです、逆でした。

もう一つ、ぜひ一つ聞いていただきたいんですけども、一世風靡した小泉純一郎元首相、こんなことを言っています。政府や電力会社は原発の安全性や発電コストの安さを言っているが、全部うそ。原発は環境汚染産業だとかいうふうに述べているんです。本当に痛烈な批判でございます。あの方がトップだったなどと考えられないです。あともう一人、この方は新潟県の知事です。メルトダウンということを東京電力はなかなか認めていなかったんですけども、東京電力がメルトダウンを否定したが知事は燃料は溶けていたと追及、事故のあった時点でメルトダウンがあったにもかかわらず見過ごしていた社長は、事故後2カ月もわからなかったと、メルトダウンをわからなかったとこう言っているんです。そういう社長、会社は原発を運転する資格はないと厳しく指摘しているんです。現在もこの知事は頑張っってそのようにやっております。本当に一つ間違うと日本全国が大変な事故に遭うということを忘れないでいただきたいと思っております。東芝がえらい損害を出したので、何だうちはドンも応援するのに原発を輸出してこれで立て直すのかとそんなことを考えているのかと内心思っております。

それからもう1点、仙北の原発放射性廃棄物、これをどういうふうにするかというので仙北の4市町がいろいろ申しているようです。伊藤市長が濃度が下がったからの理由で現場は理解することができない、法解釈だけで話を進める国には地域に対する視点が欠けているのではないかと、こういうふうに言われています。それから佐藤市長、きちんと内部まで測定したのか、放射性濃度の高いものほど内側にあり、表面だけしかれば濃度が低くなって当然とこういうふうに言っているんです。気仙沼の市長、ほかのごみと廃棄物をまぜて焼却し濃度を下げることが疑問だ、県民に科学的に説明しなければならないとこういうふうに言っています。布施登米市長です。基準値を下回ったことで市町村処理への流れが加速する、こういうことは大変だ。あのとき、町長も何かしゃべっていたような気がするんですけども、こんなことを言いますと、皆さんどこの自治体もこういうことがあると我が町にこういうのが突然と降ってくるとみんな反対なんです。そして、住民から突き上げられますし、我々議会も議員も原子力の事故がないと確実にそういうことが原発のそういうのが宣言されるならこれはいいですけども、そういうことはないんですから、一番は安さよりも安全性を私たちは求めるべきだと思うんですけども、町長はそれでよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 経済を発展させるためには、当然経済成長ということもわかりますけれども、しかし、それによって弱い者がまさに追い詰められるような社会というのは最終的に私は経済成長ができないのではないかというふうに思っております。この原発もすぐにとということはありませんけれども、徐々に再生可能エネルギーに日本の持っている技術、知能、そういうことを投入していけば、また別な形で日本の成長が発展できるのではないかというふうに思っております。

この間、オバマ大統領が広島に行きましたけれども、我々は2度被曝をしている。そして大規模な東日本大震災の原発の被災、まだ心を癒やし切れていない人がいっぱいいる。そこはほかの国とは違う、ここを切り口に新しい考え方で進めていくほうが日本の成長、そして我々の生活が豊かになるのではないかという思いを持っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は、全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時53分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年6月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番